

佐竹史料館改築基本計画

令和4年3月
秋田市



佐竹史料館改築基本計画

令和4年3月
秋田市

目次

第1章	基本理念	1
1	基本コンセプト	1
2	目指す施設像	1
	(1) 秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設	
	(2) 市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設	
	(3) 貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、地域活性化に寄与する施設	
	(4) 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設	
3	施設整備の考え方	2
第2章	本計画の位置付け	3
1	これまでの経緯と目的	3
2	関連計画との関係	4
	(1) 秋田市中心市街地活性化基本計画	
	(2) 千秋公園再整備基本計画	
	(3) 秋田市文化振興ビジョン	
3	佐竹史料館と千秋公園の歴史ゾーン	6
第3章	千秋公園の歴史ゾーンについて	7
1	コンセプト	7
2	施設構成	7
	(1) 各施設の現状	
	(2) 施設配置、周遊の考え方	
3	各施設の整備・活用計画	9
	(1) 佐竹史料館	
	(2) 久保田城御隅櫓	
	(3) 御物頭御番所	
	(4) 施設間の連携	

第4章	施設整備の基本的な考え方	13
1	施設コンセプト	13
2	人づくり・まちづくり・にぎわいづくりに活かす歴史の視点	13
	(1) 歴史を学ぶ視点	
	(2) 文化遺産鑑賞の視点	
	(3) 研究成果を活かす視点	
3	建設予定地の概要	13
	(1) 位置と特性	
	(2) 建設予定地周辺概要	
第5章	施設機能の考え方	17
1	施設機能	17
	(1) 資料収集、保存・管理機能	
	(2) 調査・研究機能	
	(3) 展示機能	
	(4) 教育普及機能	
	(5) 観光・情報発信の機能、にぎわい創出の機能	
	(6) その他（バリアフリー、外観等）	
第6章	施設整備の方向性	19
1	施設整備の基本方針	19
	(1) 基本理念の実現のための機能を的確に備えた施設	
	(2) 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設	
	(3) ライフサイクルコスト（LCC）の低減と省エネルギーに配慮した施設	
2	敷地利用計画	20
	(1) 敷地利用計画の検討	
	(2) 敷地利用計画の基本的な考え方	
3	計画条件の整理	25
	(1) 概要	
4	施設の規模および計画概要	26
	(1) 施設規模の設定	
	(2) 施設の計画概要	

第7章 施設計画	29
1 計画内容	29
(1) 施設規模等	
(2) 主要諸室とその概要	
(3) 各階平面	
(4) 建物配置に係る法規制の検討	
(5) 屋外環境整備計画の概要	
(6) 全体配置計画	
(7) 構造計画	
(8) 設備計画	
(9) 省エネルギー計画およびライフサイクルコスト（LCC）低減策	
(10) 関係法令等の条件整理	
(11) 建設地の現状およびインフラ整備状況	
(12) 防災計画	
(13) 概算事業費	
(14) 概算維持管理費	
(15) 工程計画	
2 施設に求められる機能、性能	62
(1) 移動空間	
(2) 行為空間	
(3) 情報	
(4) 光環境、音環境、熱環境	
(5) セキュリティ環境	
(6) 防災環境	
3 部門に必要な規模の考え方	63
(1) 展示部門（展示室等）	
(2) 収蔵保管部門（収蔵庫、荷ほどもき梱包スペース等）	
(3) 学習支援部門（講堂等）	
(4) 共用部門（ホール、ミュージアムショップ、廊下、階段等）	
(5) 調査・研究部門（資料室等）	
(6) 管理・運営部門（事務室、学芸員室等）	
(7) 設備部門（機械室等）	

第8章 展示計画	65
1 展示の基本方針	65
(1) 展示の現状	
(2) 展示の対象	
(3) 展示の目的	
(4) 展示の視点	
(5) 展示の構成	
2 常設展示	69
(1) 常設展示のテーマ	
(2) テーマの具体的内容	
3 展示室レイアウト	78
第9章 事業活動計画	79
1 基本的な考え方	79
2 個別の事業活動計画	79
(1) 展示事業	
(2) 学習支援事業	
(3) 調査・研究事業	
(4) 収集保存事業	
(5) ネットワーク事業	
(6) 野外活動事業	
第10章 情報システム計画	81
1 基本的な考え方	81
2 データの保存・管理	81
3 公開事業	81

第 11 章 管理・運営計画	83
1 基本方針	83
2 管理・運営組織	83
3 運営形態	84
4 組織体制	84
第 12 章 事業スケジュール	85
第 13 章 分析調査等	87
1 集客予測	87
2 経済波及効果	88
3 社会的影響	88
4 (資料) 佐竹史料館 定量調査	89

第1章 基本理念

1 基本コンセプト

久保田城跡・千秋公園と一体に
「歴史を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくりの拠点となる施設」

2 目指す施設像

- (1) 秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設
 - ・刀剣、甲冑、馬具など佐竹氏ゆかりの優れた美術工芸品の鑑賞や当時の様子を伝える貴重な歴史資料を通じた歴史学習など、充実した実物展示ができる施設
 - ・模型や映像資料、デジタル技術などを通じ、楽しくわかりやすく歴史を学べる施設
 - ・体験型の企画などを通じ、来館者が歴史を学び、楽しむことができる施設
- (2) 市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設
 - ・学習講座、ギャラリートークなどを通じ、市民、来館者が歴史を学び、楽しむことができる施設
 - ・古文書解読、翻刻など市民協働により郷土の歴史の調査研究に取り組む施設
 - ・担当職員の調査研究成果を蓄積し、市民に還元できる施設
- (3) 貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、地域活性化に寄与する施設
 - ・現在の所蔵資料のみならず、調査収集、市民等からの寄贈、寄託などを通じて貴重な歴史遺産を保存し後世に継承できる施設
 - ・久保田城御隅櫓等の施設や園内の名所とともに久保田城跡・千秋公園の魅力を高め、にぎわいづくり、観光振興に寄与する施設
- (4) 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設
 - ・館内利用のみならず、展示等の鑑賞、解説においてもバリアフリーに留意するとともに、海外の方も含め誰もがわかり楽しめる解説を備えた施設

3 施設整備の考え方

佐竹史料館を核として、久保田城御隅櫓、御物頭御番所といった千秋公園内の歴史施設の連携を強化し、久保田城跡である千秋公園全体を見据えた博物館機能の強化、観光振興、にぎわいづくりを推進します。

各施設の機能

施設	機能
佐竹史料館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐竹氏、秋田藩関係の資料の保存、展示 ・ 郷土学習の支援、調査・研究
久保田城御隅櫓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像、パネル等による秋田市の歴史の紹介 ・ 展望室やAR・VRによる千秋公園の観光スポット
御物頭御番所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生け花展示やミニ芸能公演などの会場 ・ AR・VRで昔の城内の映像を楽しむ拠点



佐竹史料館



御物頭御番所



久保田城御隅櫓

第2章

本計画の位置付け

第2章 本計画の位置付け

1 これまでの経緯と目的

本市では、「県都『あきた』創生プラン」（令和3年3月策定）に掲げる基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を将来都市像の一つとして設定し、歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができるまちを目指しています。また、創生戦略を「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」とし、地域資源をいかした感動に出会えるまちづくり、交流人口増加による経済活動の活性化、新しい価値を生み出す文化創造のまちづくりを目指しており、その重点プログラムとして掲げた「芸術文化の香り高いまちづくりと中心市街地の活性化」に向けた取組を推進していく必要があります。

秋田市立佐竹史料館（以下「佐竹史料館」という。）は、平成2年の開館から既に32年が経過し、前身である旧秋田市美術館から引き継いだ昭和33年建築の建物・設備の老朽化が進んでいるほか、狭隘であることなどにより、十分な展示、保存・管理の機能が発揮できないなどの課題を抱えていることから、秋田市中心市街地活性化基本計画や、千秋公園再整備基本計画に位置付けられた役割等を踏まえた新しい施設への改築が必要となっており、有識者からの意見を踏まえ、令和3年3月に「佐竹史料館改築の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定しました。

「基本的な考え方」では、次のような役割を果たす施設として改築・整備を目指すこととしており、また、こうした目指す施設のあり方を実現するために必要な機能と施設規模等についてとりまとめています。

佐竹史料館のあり方
(1) 秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設
(2) 市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設
(3) 貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、地域活性化に寄与する施設
(4) 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設

こうした「基本的な考え方」を踏まえ、今年度「佐竹史料館改築基本計画」を策定し、改築・整備計画を具体化するものです。

2 関連計画との関係

(1) 秋田市中心市街地活性化基本計画

第二期秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）では、「中心市街地」のうち、広小路・仲小路からエリアなかいちを経て中土橋、千秋公園に至るまでをおおよその範囲とし、文化施設を核に市民や事業者と行政が連携することにより、市民が日常的に集い、活動し、暮らしの豊かさを実感できる場として充実させることをコンセプトに「芸術文化ゾーン」を設定しています。

佐竹史料館は、秋田藩主佐竹氏関連の資料展示や秋田の藩政時代の紹介、久保田城御隅櫓、御物頭御番所と連動した歴史紹介を行う施設として、「歴史・学び」の役割に位置付けられています。

芸術文化ゾーンにおける公共の文化施設などの役割分担	
役割	文化施設※重複あり
芸術鑑賞	千秋美術館 アトリオン 秋田県立美術館 あきた芸術劇場（県・市連携文化施設）
文化創造・市民活動	アトリオン にぎわい交流館AU あきた芸術劇場（県・市連携文化施設） 秋田市文化創造館（旧県立美術館）
歴史・学び	秋田市文化創造館（旧県立美術館） 中央図書館明徳館 佐竹史料館 千秋公園

佐竹史料館の整備に当たっては、同計画を踏まえ、芸術文化ゾーン内の施設として求められる機能を確保するとともに、施設間の連携、ゾーン内の周遊性の向上、ゾーンにより培われたにぎわいのゾーン外への波及などに留意する必要があります。

(2) 千秋公園再整備基本計画

千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）では、基本理念を「『久保田城、そして 千秋公園として育まれてきた魅力（財産）を活かすことで、憩いとにぎわい空間を再生する』～歴史の風情と自然に包まれ、人集い花かおる千秋の園～」とし、千秋公園の魅力（財産）をより活かす整備をすることで、市民の憩いの場として、また、観光客も含んだにぎわいの空間としての再生を目指しています。

その基本方針②では、「歴史的遺構の保全と継承、さらなる活用」とし、具体的内容として次のように掲げています。

- ・城跡公園としての魅力を向上させるため、歴史的資料の有無や整備効果等を考慮して取捨選択した歴史的建造物について、復元整備を行います。
- ・復元整備が難しい施設についても、案内板の整備や佐竹史料館での展示等により、施設の歴史の継承を図ります。
- ・正確な歴史情報を利用者に伝えるため、歴史案内板の配置と表示内容の見直しを図り、標識の充実を図ります。
- ・久保田城跡の特徴である自然地形や土塁の保全を図ります。
- ・景観阻害要素となっている樹木や電線等の整理を行います。
- ・園内に立地する私設建造物等、景観的に違和感のある施設の景観誘導を図ります。
- ・佐竹史料館を、郷土学習の推進と文化遺産の保存・公開の拠点、観光振興やまちづくりに寄与する施設として改築します。

佐竹史料館の整備に当たっては、同計画で定める「歴史的遺構の保全と継承、さらなる活用」を見据え、施設単体としての機能強化にとどまらず、千秋公園・久保田城跡全体の博物館機能および歴史的魅力の向上につなげる施設を目指す必要があります。

(3) 秋田市文化振興ビジョン

「秋田市文化振興ビジョン」（平成29年3月策定）では、基本方針として、市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす市民文化の向上と創出に努め、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指すこととしており、その目標の一つに「歴史や文化をいかしたまちづくり」を掲げ、地域に根ざした文化財の持つ歴史的な価値を広く発信し、市民とともに保存・活用を図りながら、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指すこととしています。

また、佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅の基本的な方針については、秋田藩主佐竹氏と江戸時代の秋田に関する歴史資料を調査・収集し、良好な状態で後世に伝えていくとともに、企画展・常設展・学習講座の開催を通して、市民が歴史に親しむ環境の充実を図ることとしており、主な取組については、次のように掲げています。

- ・佐竹氏および秋田の歴史を紹介する企画展・常設展・学習講座の内容の充実
- ・指定文化財の保存と企画展開催による文化財に親しむ機会の提供
- ・旧黒澤家住宅の保存と企画展の開催や文化関係団体との連携による利活用の推進
- ・ボランティアとの連携による久保田城跡（千秋公園）の活用の推進

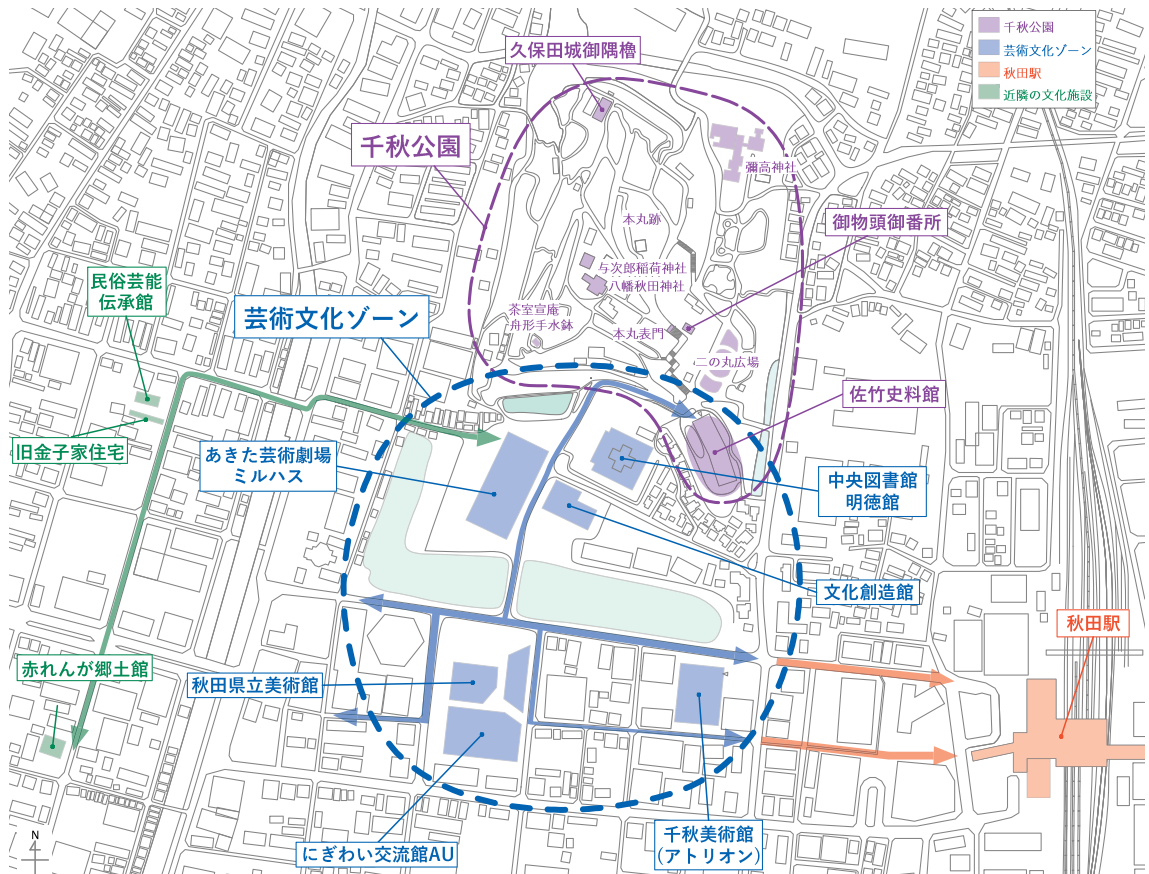
同ビジョンは、令和3年度に改訂を行う予定であり、改訂に当たっては、関連分野との連携（文化芸術分野に加え、観光、まちづくり、教育などの観点から文化、民間団体等との積極的な連携により文化施策の推進や文化活動の活発化を図る。）、芸術文化の香り高いまちづくりの推進（様々な文化施設が集積する中心市街地を芸術文化ゾーンとして充実させ、芸術文化の香り高いまちづくりを推進すること。）を重視することとしています。

佐竹史料館の整備に当たっては、同ビジョンとの連携を踏まえて進める必要があります。

3 佐竹史料館と千秋公園の歴史ゾーン

佐竹史料館は、「第1章3 施設整備の考え方」に記載しているとおり、佐竹史料館を核として、久保田城御隅櫓、御物頭御番所といった千秋公園内の歴史施設の連携を強化し、久保田城跡である千秋公園全体を見据えた博物館機能の強化、観光振興、にぎわいづくりを推進する施設を目指しています。

そのため、本計画では、佐竹史料館単体としての「改築基本計画」に加え、「千秋公園再整備基本計画」の「歴史ゾーン」における関係施設のあり方等を定める必要があり、第3章で「千秋公園の歴史ゾーンについて」を定め、第4章から第8章までを佐竹史料館単体としての「改築基本計画」とし、第9章以降では佐竹史料館を基本に必要なに応じて千秋公園の歴史ゾーンに関わる事項を盛り込むこととします。



第3章 千秋公園の歴史ゾーンについて

第3章 千秋公園の歴史ゾーンについて

1 コンセプト

久保田城跡・千秋公園は、土塁、堀などの城跡としての遺構に加え、長岡安平が設計した近代の名園としての見所も多く、それ自体が、文化財・歴史資料を鑑賞、学習できる野外博物館とも言える魅力を持った、本市最大の文化財、歴史展示と言えます。

このような魅力ある千秋公園内において、改築する佐竹史料館を核として、展望台などの機能を持つ久保田城御隅櫓、唯一の旧城現存建造物である御物頭御番所といった歴史施設の連携を強化し、歴史観光資源としての千秋公園の魅力を高め、観光振興、にぎわいづくりを推進します。

2 施設構成

(1) 各施設の現状

施設	機能
佐竹史料館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐竹氏、秋田藩関係の資料の保存、展示 ・ 郷土学習の支援、調査・研究
久保田城御隅櫓	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジオラマ、パネル等による久保田城跡、秋田藩の歴史の紹介 ・ 展望室を備えた千秋公園の観光スポット
御物頭御番所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財建造物の見学

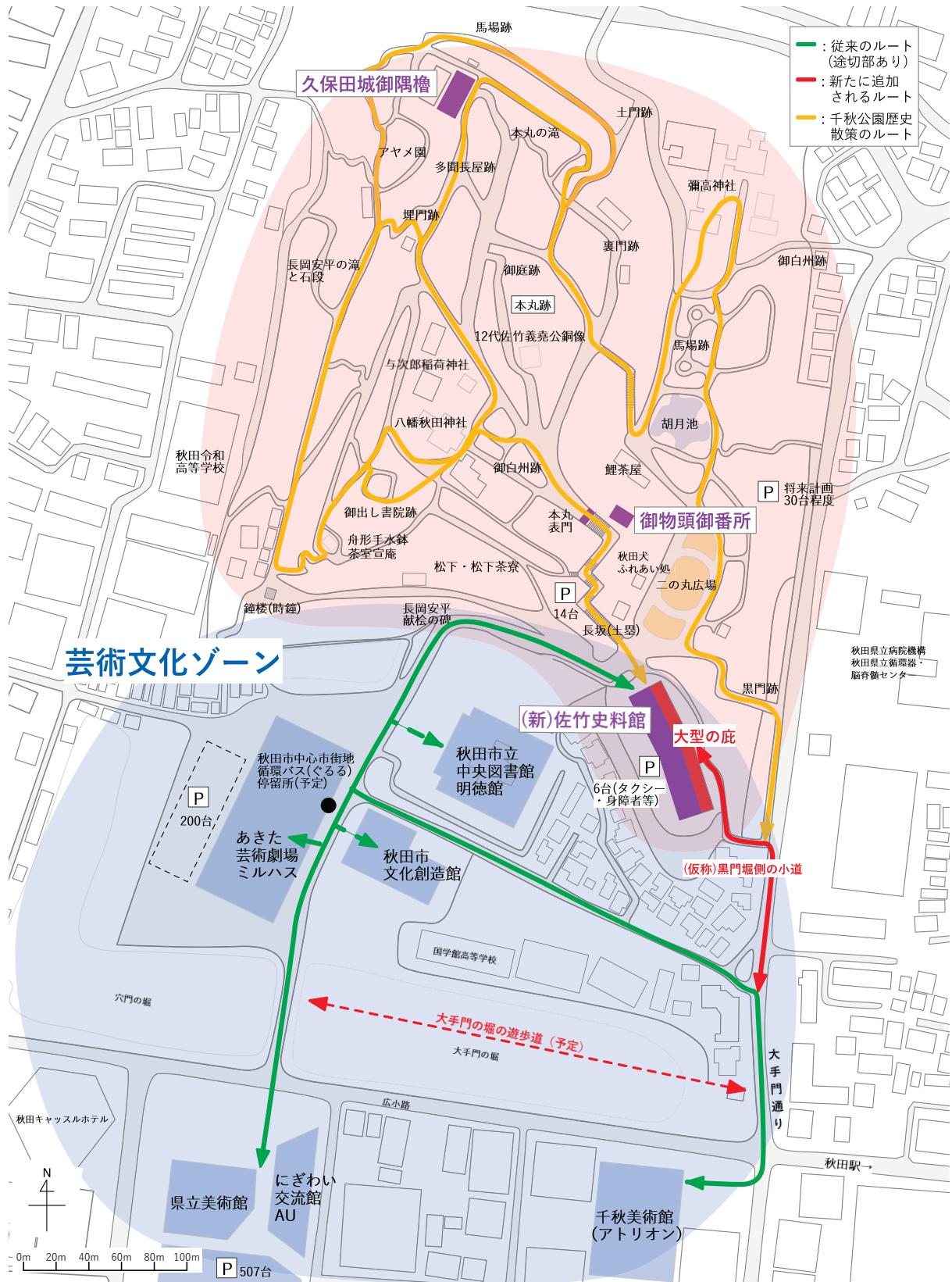
(2) 施設配置、周遊の考え方

久保田城跡・千秋公園の二の丸南東隅に位置し、中土橋・大坂側と大手門通り・黒門側相互のアクセス性に優れた佐竹史料館をスタート、本丸北西隅に位置する久保田城御隅櫓をゴールに見立てた周遊コースを設定し、展示、AR・VR、誘導サインを整備します。

※逆コース（久保田城跡御隅櫓をスタート、佐竹史料館をゴール）であっても違和感なく巡れるよう配慮します。

第3章 千秋公園の歴史ゾーンについて

第3章



3 各施設の整備・活用計画

(1) 佐竹史料館

ア 展望機能

- ・大型庇上の屋上テラスを通じ、城と城下町の距離感、高低差などを体感できるようにします。

イ 展示機能

- ・常設展示として、実物資料展示、パネル、ジオラマ、映像などにより、佐竹氏・秋田藩の歴史を紹介します。
- ・企画展示として、借用資料等の活用も含め、佐竹氏の視点で秋田の歴史、日本の歴史を俯瞰し、掘り下げるテーマによる展示を行います。
- ・ホールでは、関係団体等の歴史情報の発信、久保田城跡・千秋公園や市内の史跡などの紹介を行います。

(2) 久保田城御隅櫓

ア 展望機能

- ・既存の展望室を観光施設として引き続き活用するとともに、秋田平野における立地や天徳寺、如斯亭庭園等の位置関係を展望にあわせて解説し、築城地としての選定理由や佐竹氏のまちづくりの構想等を学び考えることができる施設とします。

イ 展示機能

- ・旧石器時代から近世・明治時代まで市内の遺跡で発掘された出土資料を展示し、秋田の歴史を通覧するとともに、秋田の歴史における佐竹氏・秋田藩の位置付け等を学び考えることができる施設とします。

ウ 映像、AR・VR機能

- ・城から広がる城下町、街道、湊などの久保田城跡の空間的な位置付けや古代秋田城、中世城館などの変遷を通じ、久保田城跡の年代的な位置付けなどを学び考えることができる施設とします。

(3) 御物頭御番所

ア 公開機能

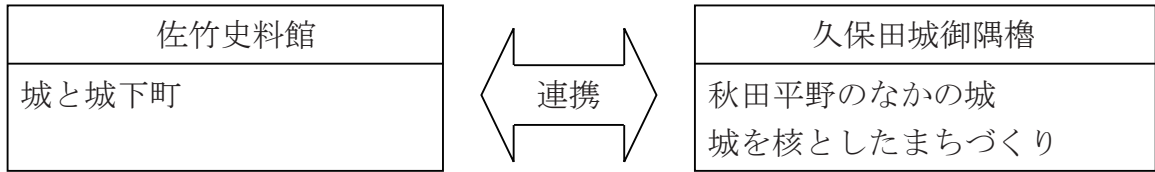
- ・唯一の旧城内現存建造物として公開するとともに、城跡を巡るAR・VRの体験スポットとして活用します。

イ 展示等機能

- ・生け花の展示や文化財の鑑賞会、レプリカ甲冑着用体験等の事業を開催し、歴史を体験する場所として活用します。

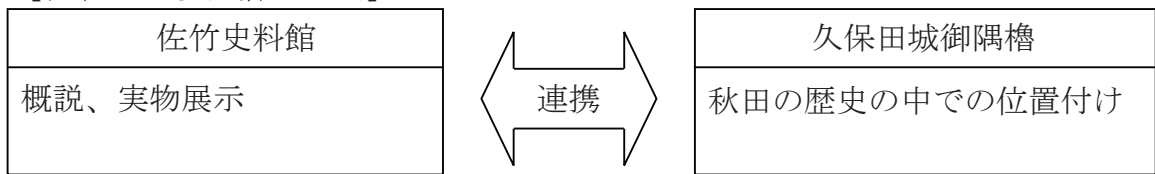
(4) 施設間の連携

ア 展望

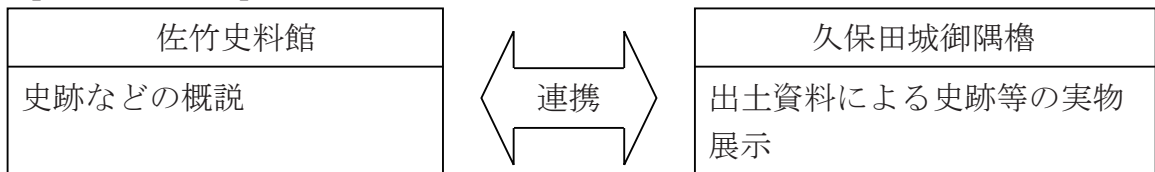


イ 展示

【佐竹氏・秋田藩の歴史】



【秋田市の歴史】



ウ 周遊

(ア) ガイダンス機能

佐竹史料館の展示に久保田城跡・千秋公園の郷土学習と歴史観光につながるガイダンス要素をもたせることで、ゾーン全体の魅力を高める施設とします。

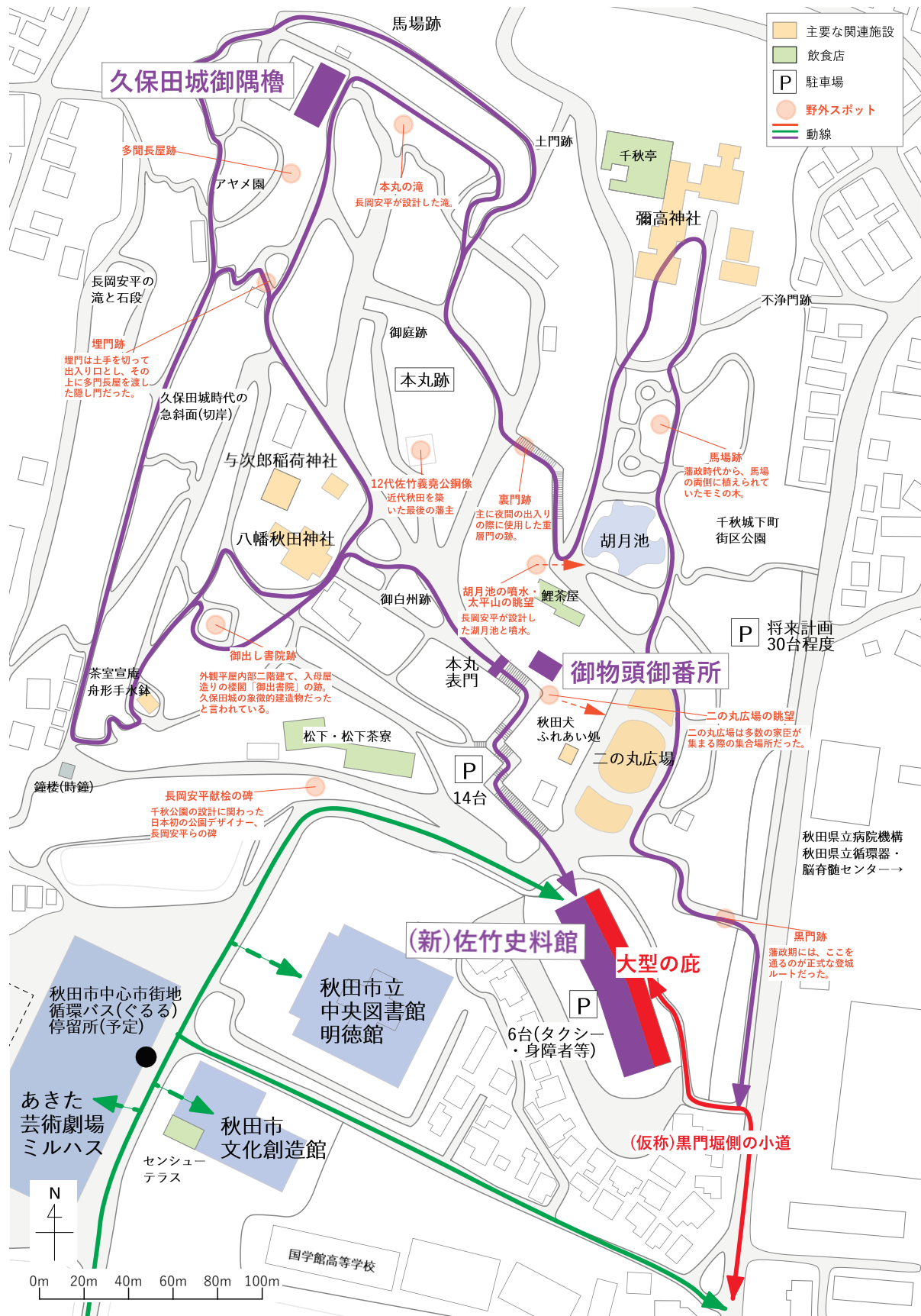
(イ) 主な周遊の名所

- ・久保田城跡の土塁と堀、切岸状の斜面、門跡の礎石などの遺構
- ・明治時代の先駆的な城跡公園の趣を残す本丸の滝や湖月池の噴水
- ・秋田初代佐竹義宣公・9代義和公・12代義堯公を祀る八幡秋田神社
- ・秋田藩出身の思想家平田篤胤と経世家佐藤信淵を祀る彌高神社
- ・秋田と江戸を6日で往復した狐の飛脚の伝説が残る与次郎稻荷神社
- ・大正4年に旧家臣達の協力で建立された12代義堯公の銅像
(戦時中の金属供出で失われたが、平成元年に再建)
- ・天守の役割も担ったと言われる御出書院跡
- ・平成13年度に再建された久保田城表門

(ウ) 千秋公園外の施設等との連携

近隣の芸術文化ゾーンをはじめ、旧久保田城下町や市内に点在する博物館・美術館・資料館等と展示施設や、文化財、旧跡等の歴史遺産との連携を深め、郷土学習と歴史観光の出発点となる施設とします。

千秋公園周遊イメージ図



第4章 施設整備の基本的な考え方

第4章 施設整備の基本的な考え方

1 施設コンセプト

現在の秋田市は、佐竹氏が築いた久保田城・城下町を基盤とし、街道や湊の整備、新田開発など、城下町の周辺においても祭りや生活文化も含めて佐竹氏および藩の歴史が色濃く残されています。また、佐竹氏は、最も古い歴史を持つ近世大名の一つであり、源平合戦、南北朝時代、戦国時代、織豊時代から関ヶ原の合戦、そして明治維新・戊辰戦争において日本の歴史に深く関与した一族でもあります。その祖や子孫は、様々な地域との関わりをもっていることから、佐竹氏の歴史を通じて、秋田、日本そして様々な地域の歴史を学ぶことができ、また、甲冑、刀剣、馬具、調度品など、貴重な歴史資料であるとともに美術工芸品としての評価が高い佐竹氏ゆかりの文化遺産の魅力をしっかりと伝えることができる施設として整備するものです。

加えて、秋田市史や文化財調査報告書等、個人・団体を問わず、長年にわたり積み重ねられてきた研究成果や、これからの新たな研究成果を常設展示の展示替えや、企画展等に適切に反映させることができるような施設として整備することで、研究成果を活かし、今後の研究につなげることができる歴史研究拠点としての機能強化を行います。

2 人づくり・まちづくり・にぎわいづくりに活かす歴史の視点

- | | |
|----------------|---|
| (1) 歴史を学ぶ視点 | ・佐竹氏の歴史を通じ <u>秋田の歴史</u> を学ぶ。
・佐竹氏の歴史を通じ <u>日本の歴史</u> を学ぶ。
・佐竹氏の歴史を通じ <u>様々な地域の歴史</u> を学ぶ。 |
| (2) 文化遺産鑑賞の視点 | ・佐竹氏ゆかりの文化遺産を鑑賞する。 |
| (3) 研究成果を活かす視点 | ・研究成果を活かし今後の研究につなげる。 |

3 建設予定地の概要

(1) 位置と特性

建設予定地は、JR秋田駅に近く、豊かな緑と貴重な歴史的遺産を有する都市公園である「千秋公園」の二の丸南東隅になります。

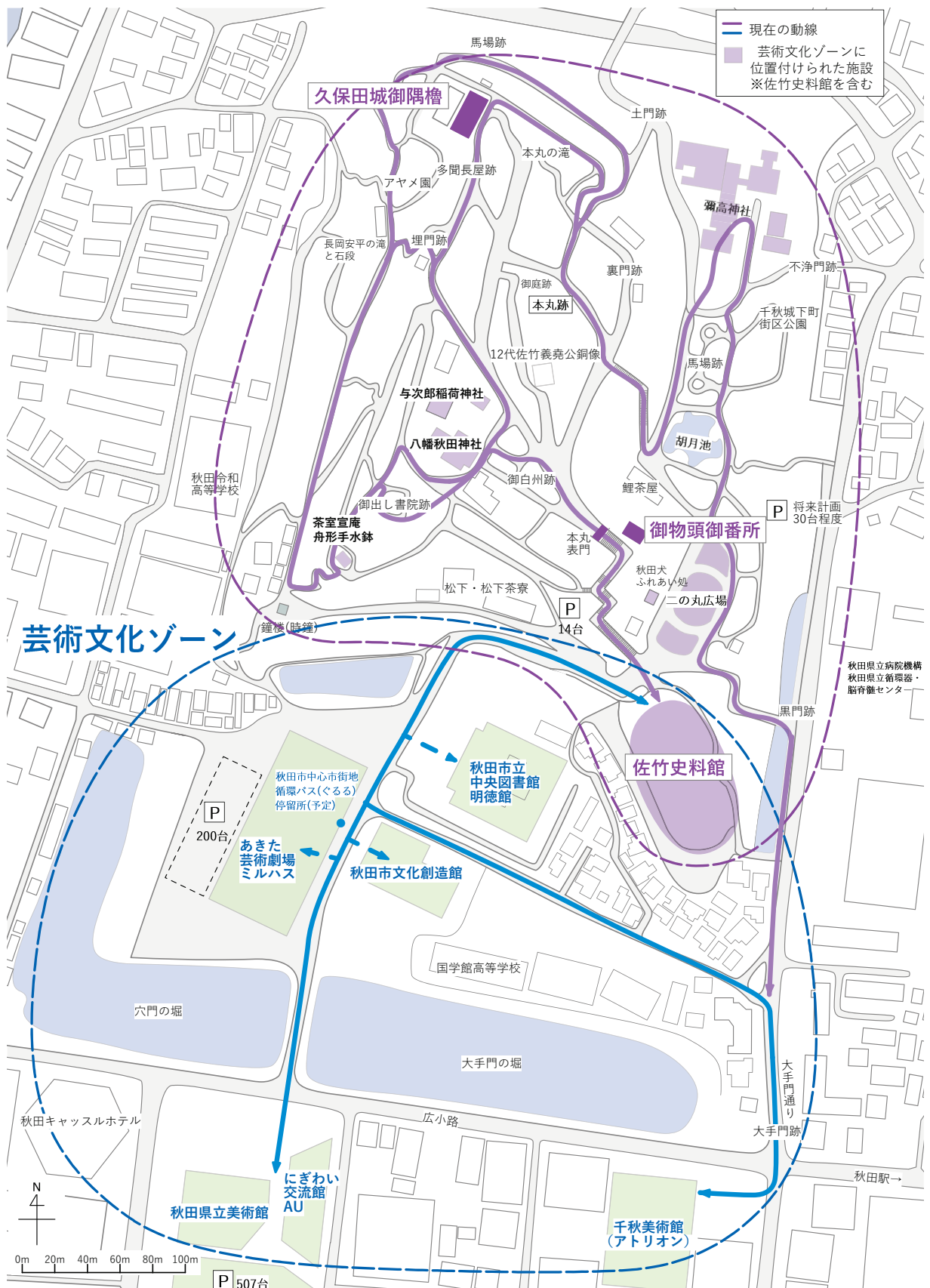
千秋公園周辺は、緑の拠点・歴史的象徴と位置付けられているとともに、秋田市中心市街地活性化基本計画で設定した中心市街地のうち、広小路・仲小路からエリアなかいちを経て、中土橋、千秋公園に至るまでをおおよその範囲とした「芸術文化ゾーン」に含まれており、中心市街地の歴史・文化・観光資源等のネットワーク化に適する立地となっています。

付近の歴史環境見取図



第一種低層住居専用地域		近隣商業地域		旧羽州街道	
第一種中高層住居専用地域		商業地域		指定文化財	
第二種中高層住居専用地域		準工業地域		内町エリア	
第一種住居地域		工業地域		外町エリア	
第二種住居地域		工業専用地域		寺町エリア	

位置図



(2) 建設予定地周辺概要

- ・住所：秋田市千秋公園1番4号
- ・敷地面積：約7,000 m²（建物本体の建築予定地は約3,400 m²）
- ・都市計画の指定：総合公園
- ・アクセス：中土橋側（大坂）、黒門側、彌高神社側
- ・近隣施設：中央図書館明德館、秋田市文化創造館、あきた芸術劇場、にぎわい交流館 AU、秋田県立美術館、千秋美術館、民俗芸能伝承館

周辺の概況



第5章

施設機能の考え方

第5章 施設機能の考え方

1 施設機能

基本理念を踏まえ、佐竹史料館は、資料収集、保存・管理の機能、調査・研究機能、展示機能、教育普及機能、観光・情報発信の機能、にぎわい創出の機能、その他（バリアフリー等）の機能を備えることとし、以下にその概要を示します。

(1) 資料収集、保存・管理機能

- ・調査、収集、寄贈、寄託などによる資料の増加に対応できる収蔵庫を整備します。
- ・資料の適正な管理のため、検索、出し入れが容易な収蔵庫を整備します。
- ・借用資料の一時保管、荷ほどき、梱包などの作業が可能なスペースを確保します。

(2) 調査・研究機能

- ・古文書の解読、翻刻など調査・研究を行うための文献資料等の保管、閲覧・簡易作業スペースを確保した資料室を整備します。

(3) 展示機能

- ・常設展示室と企画展示室の柔軟性をもった区分けが可能な展示室を整備します。
- ・刀剣、甲冑などに適した個別鑑賞できる展示ケースの設置や、展示更新などができる余裕のある常設展示室を整備します。
- ・体験コーナーなど多様な企画展に対応できる企画展示室を整備します。

(4) 教育普及機能

- ・実物資料を用いた学習会などを開催することができる講堂を整備します。
- ・市民参加による古文書の解読の成果や、市民から寄せられた情報・資料を展示することができるスペースを設けます。

(5) 観光・情報発信、にぎわい創出の機能

- ・千秋公園のガイド機能やボランティアガイドの受付、待機スペースに加え、休憩、交流等、多目的に活用できるホールを整備します。
- ・お土産、軽飲食も含んだミュージアムショップなどのスペースを確保します。

(6) その他（バリアフリー、外観等）

- ・現在の狭隘状況の解消・各室のスムーズな動線確保のための廊下等のレイアウト、施設規模に応じたバリアフリー対応を行います。
- ・敷地内に身障者・高齢者用の駐車場およびマイクロバス・タクシー待避所等を整備します。

第6章

施設整備の方向性

第6章 施設整備の方向性

1 施設整備の基本方針

基本理念に基づいた計画を進める上で、前提となる施設整備の基本方針と施設機能を以下に示します。

- (1) 基本理念の実現のための機能を的確に備えた施設
 - ・基本理念の実現のために必要となる適切な機能、空間、平面計画、設備を持つ施設とします。
- (2) 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設
 - ・施設内部は、ユニバーサルデザインを採用し、小中学生から、一般市民、観光客等、誰もが気軽に訪れることができる施設とします。
 - ・施設外部の空間も、景観に配慮しながら段差の解消や案内表示を工夫するなど、バリアフリーに対応した整備を進めます。

【利用者の動線】

- ・建物を中心に歩行者と車両の動線を分離させます。
- ・障がいのある方や高齢者にも配慮し、駐車、駐輪スペースから施設内にスムーズに移動ができるような動線を確保します。
- ・障がいのある方や高齢者等のための専用の駐車スペースを整備します。
- ・マイクロバス・タクシー利用者の乗降のために待避所等を整備します。

【ユニバーサルデザイン】

- ・車いす使用者、子ども連れの利用者などに対応した多機能トイレを設置します。
- ・段差や勾配の少ないフローアとします。
- ・利用者の動線に合わせて手すりを設置し、歩きやすく滑りにくい床材を取り入れるなど安全に配慮します。
- ・休憩スペースを適切に設けるなど、全ての入館者が心地よく過ごすことができる空間づくりを行います。

【サイン計画】

- ・聴覚に障がいのある方の誘導は、文字情報を基本とし、外国語の併記も考慮したサイン計画を検討します。
- ・手すりや誘導ブロック等による誘導とともに、視覚情報の色彩や文字の大きさに配慮するなど誰にでもわかりやすい案内表示を検討します。

(3) ライフサイクルコスト（LCC）の低減と省エネルギーに配慮した施設

- ・ 躯体・土工事・内装・空調エネルギーなど、建築コスト全般の低減を図ります。
- ・ 十分な耐震性を確保するとともに、耐久性を考慮した構造計画や高機能・高耐久な材料等の採用により、建物の長寿命化を図ります。
- ・ 建物や設備等の改修、補修および更新性等に配慮し、維持管理の負担を軽減する計画とします。
- ・ 省エネルギー対応の機器やシステムの導入により環境にやさしい施設を目指します。

2 敷地利用計画

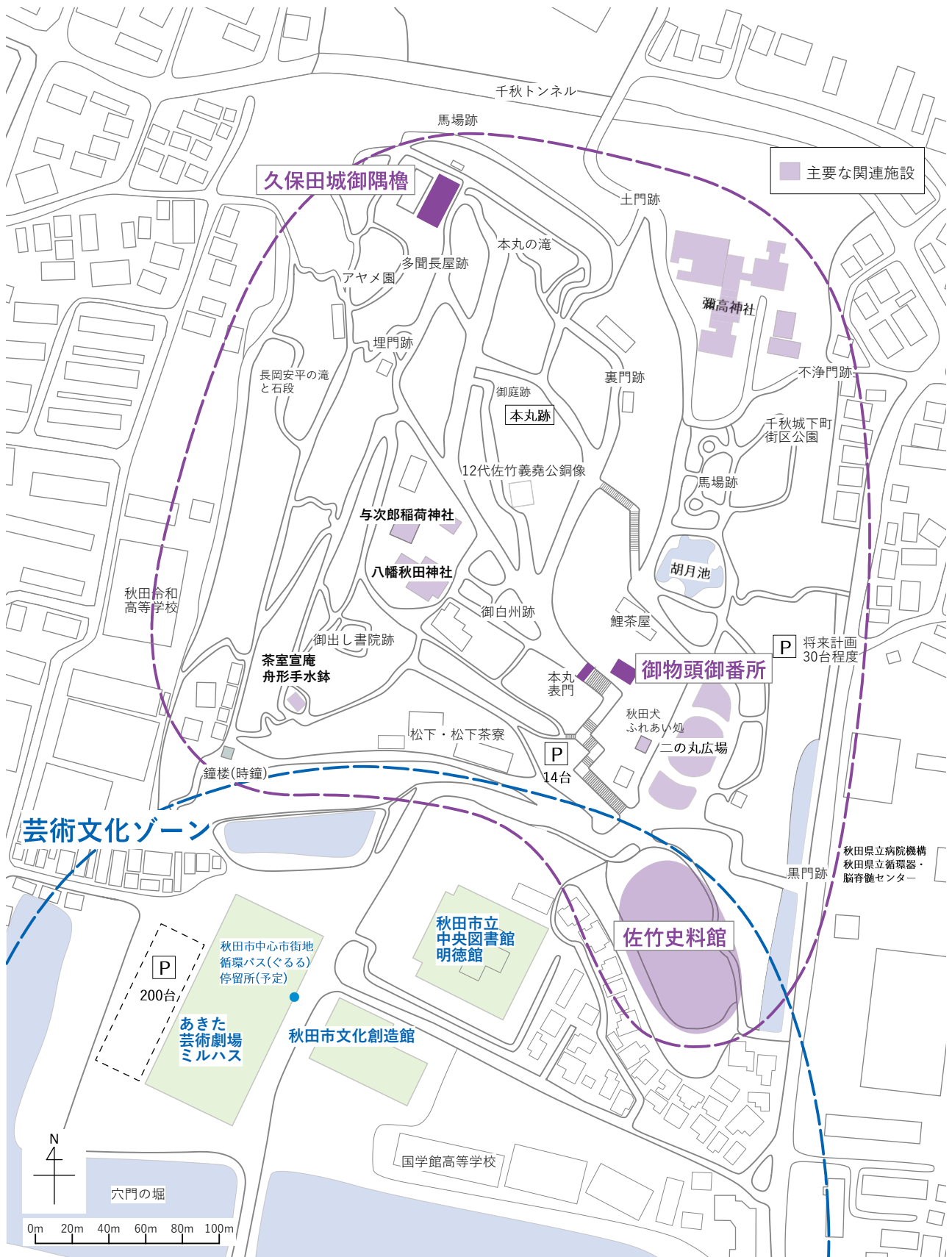
(1) 敷地利用計画の検討

千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）では、再整備の基本方針の一つとして「歴史的遺構の保全と継承、さらなる活用」を掲げ、佐竹史料館を郷土学習の推進と文化遺産の保存・公開の拠点、観光振興やまちづくりに寄与する施設として改築することとしています。

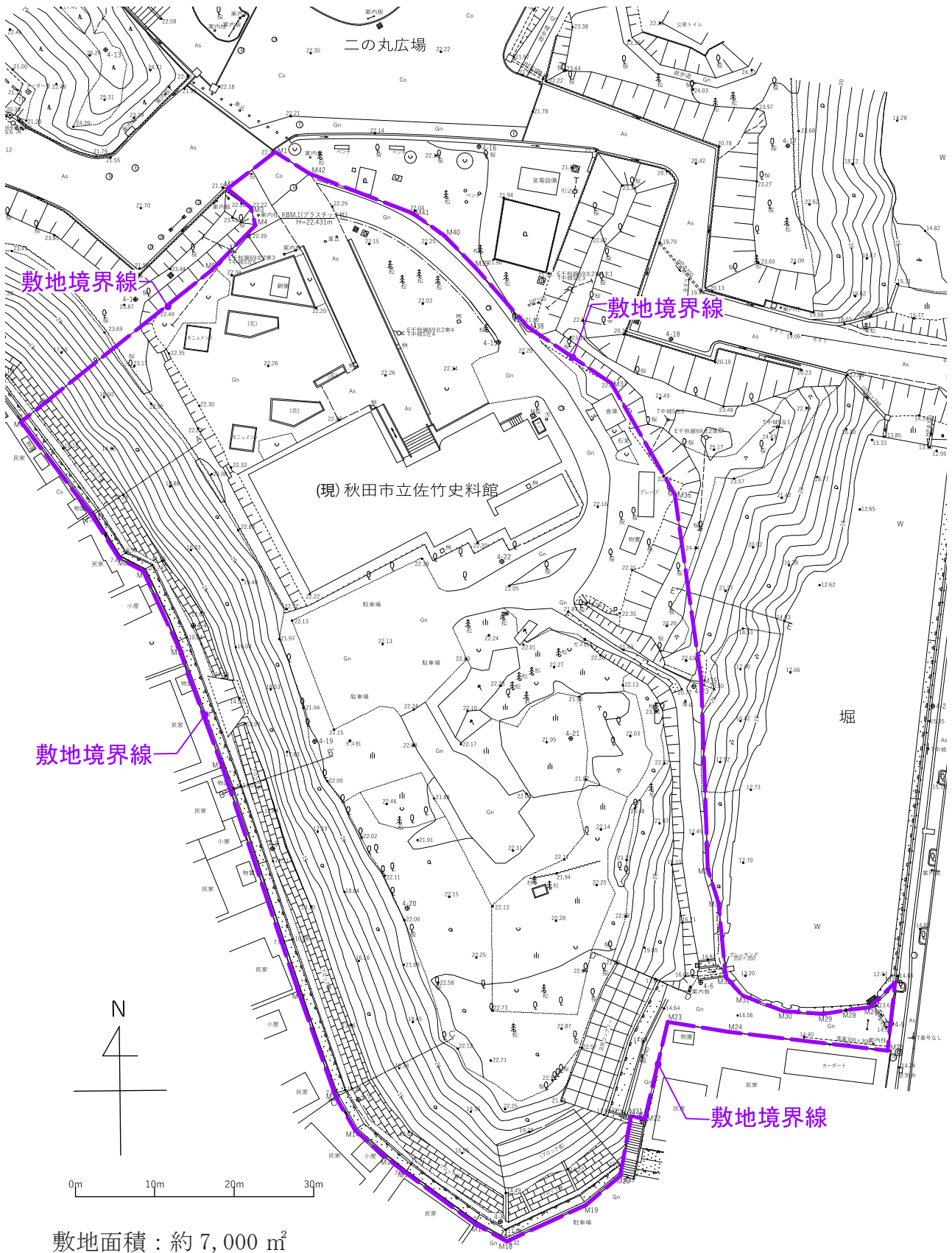
その具体的な再整備計画としては、「展示機能、収蔵機能、教育普及機能、調査・研究機能、管理機能を備えた施設として、久保田城との一体感や芸術文化ゾーンとの連携を図るため、千秋公園内に整備することとし、景観的な変更など史跡や名勝としての魅力や価値を損なわない場所であり、主要なアプローチである中土橋側と黒門側の2方向からのアクセスに優れた現在地に建て替えること」としています。

また、佐竹史料館改築検討委員会の意見を踏まえ策定した「佐竹史料館改築の基本的な考え方」では、建設予定地を秋田市千秋公園1番4号、千秋公園二の丸南東隅にある現在の佐竹史料館の建物部分に前庭部分と裏側（南東側）の空閑地も含めた約3,400㎡を建物本体の建築予定敷地としています。

千秋公園全体図



改築予定敷地図



(2) 敷地利用計画の基本的な考え方

前述の検討を踏まえ、千秋公園二の丸南東隅である現在地での全面改築とするとともに、中土橋・大坂側、大手門通り・黒門側相互のアクセス性に優れている反面、いずれのルートも傾斜がきついこと、千秋公園、芸術文化ゾーン内の動線を考えた際、現在の佐竹史料館において動線が途切れること、西側が急傾斜地となっていること等への課題対応を踏まえ、敷地利用計画の基本的な考え方を以下に示します。

ア 建物本体の配置

- ・建物本体は、千秋公園二の丸の南東隅に岬状に突き出した敷地形状を活かし、南北に長い長方形の建物配置とします。
- ・土砂災害対策、近隣住宅への圧迫感の低減のため、敷地西側から適切な間隔を確保します。

イ 建物の正面

- ・建物東側を千秋公園と芸術文化ゾーン全体の周遊性を高めるための動線とすることから、正面入口を東側中央に設置します。
- ・あわせて、中土橋・大坂側（北側）、大手門通り側（南側）からの来館意欲を高めるために、北側にショップ、南側に屋上テラスへの階段を設置します。

ウ 歩行者動線と車両動線

- ・北側にある城跡の土塁を保存するとともに、建物東側を歩行者、西側を車両の動線とし、明確に分離します。

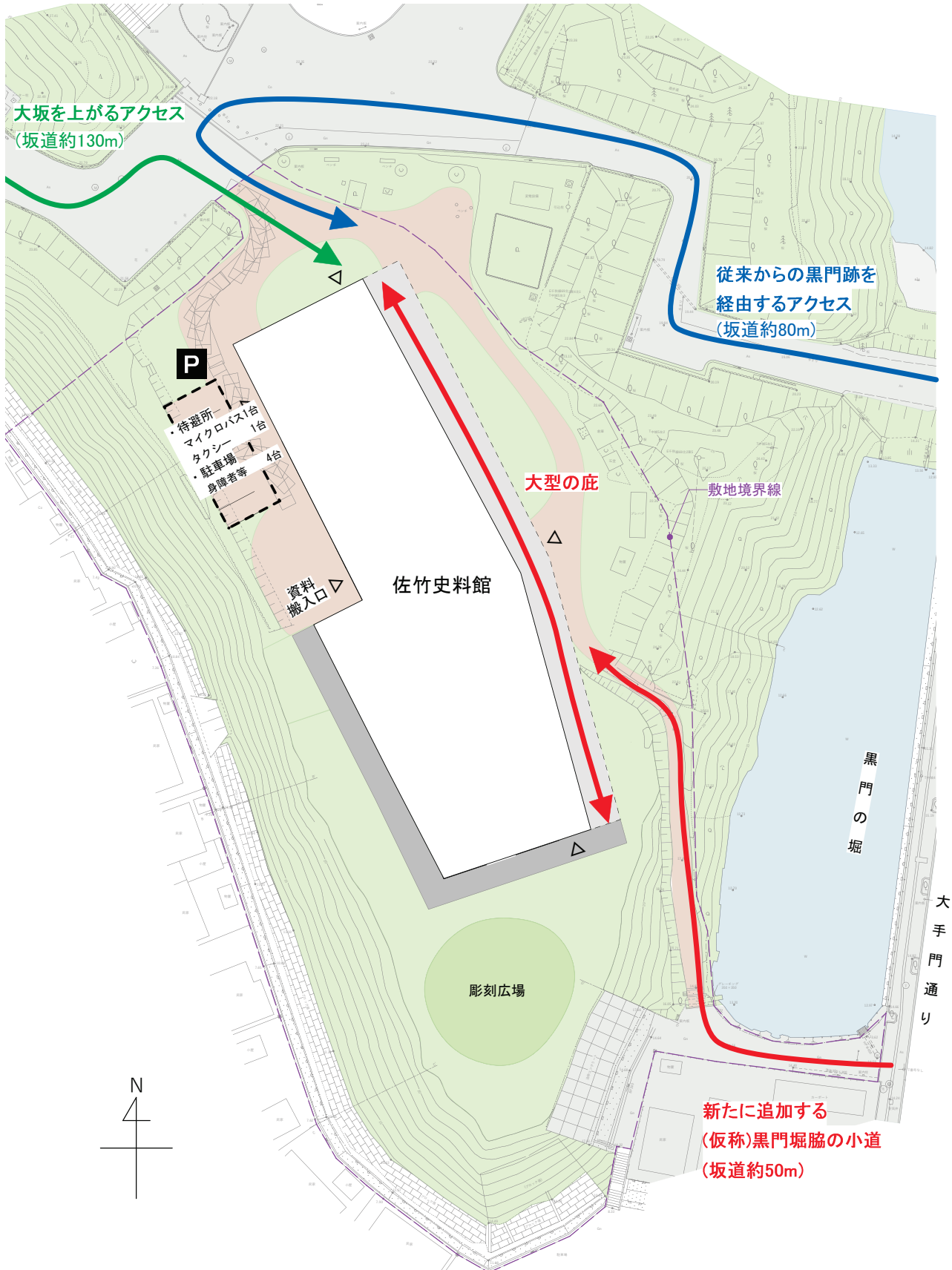
エ 駐車場配置等

- ・車両動線である西側に、身障者・高齢者用の駐車場およびマイクロバス・タクシー待避所を設置します。
- ・あわせて、搬入車両の動線、停車場所を確保するとともに、柔軟な駐車スペースの管理運営が図れる配置とします。

オ 千秋公園、芸術文化ゾーンの周遊性を踏まえた動線

- ・千秋公園、芸術文化ゾーンの動線において、現在の佐竹史料館で動線が途切れることから、建物東側に通路となる大型の庇を設置するとともに、現状で隠れ道のようにになっている大手門通りの堀脇の小道を城跡の趣を活かしたアプローチとして整備することにより、千秋公園、芸術文化ゾーンの動線を回廊状につなげ、周遊性を高めます。
- ・大手門通りの堀脇の小道を整備することにより、従来の大坂約130mの坂道と比較し、約50mの坂道となり、徒歩によるアクセス性を高めます。

敷地利用および施設配置計画イメージ



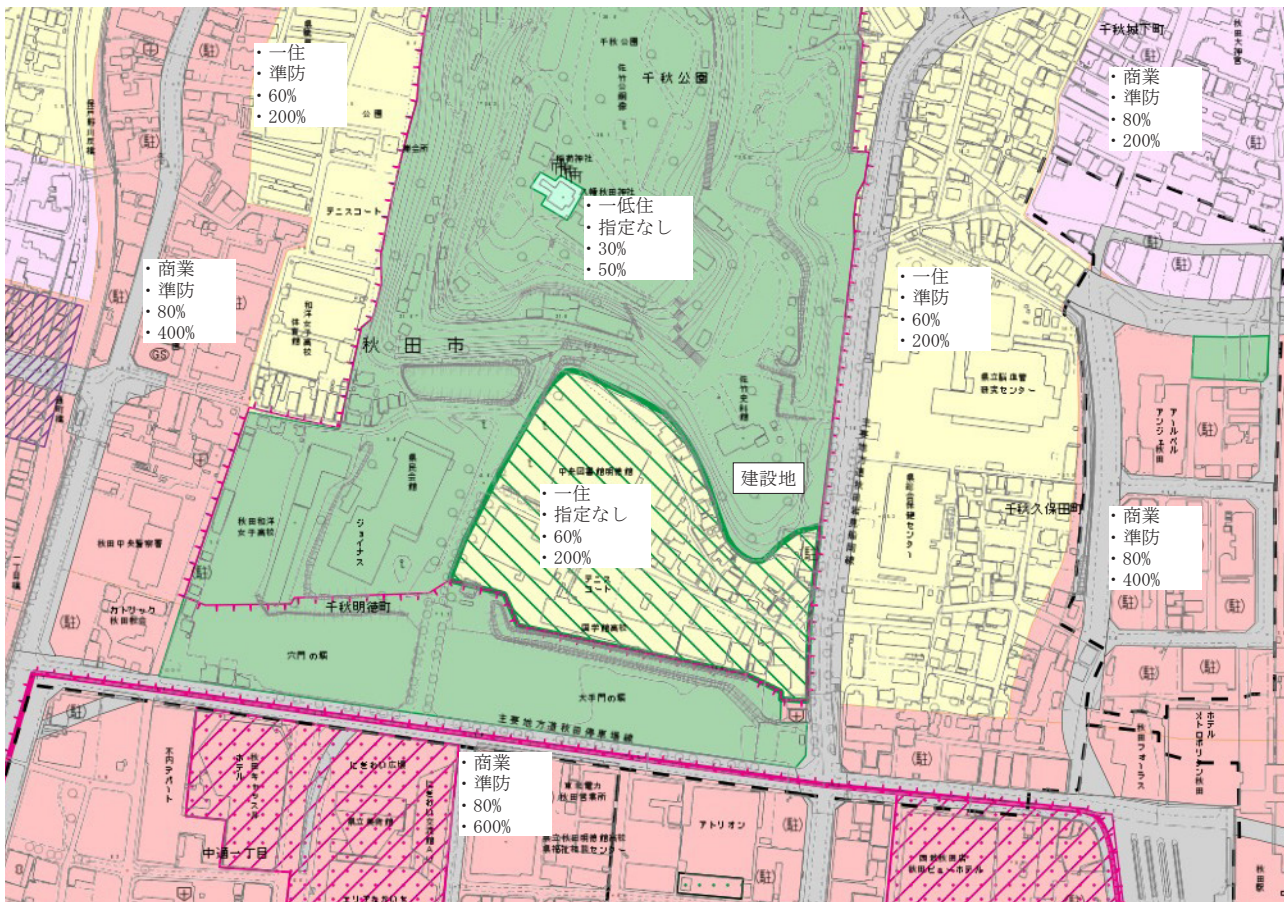
3 計画条件の整理

(1) 概要

当該敷地における計画条件等の概要を以下に整理します。

- ・事業名称 佐竹史料館改築事業
※久保田城御隅櫓の展示替え、AR・VR等の整備も含む
- ・建設地 秋田市千秋公園1番4号
- ・用途 博物館
- ・敷地面積 約7,000m² (建物本体の建築予定地は約3,400m²)
- ・用途地域 第一種低層住居専用地域
- ・防火地域 防火指定なし
- ・建ぺい率 30%
- ・容積率 50%
- ・延床面積 約2,200m²

都市計画図



・用途地域
 ・防火地域
 ・建ぺい率
 ・容積率

一住 : 第一種住居地域
 一低住 : 第一種低層住居専用地域

4 施設の規模および計画概要

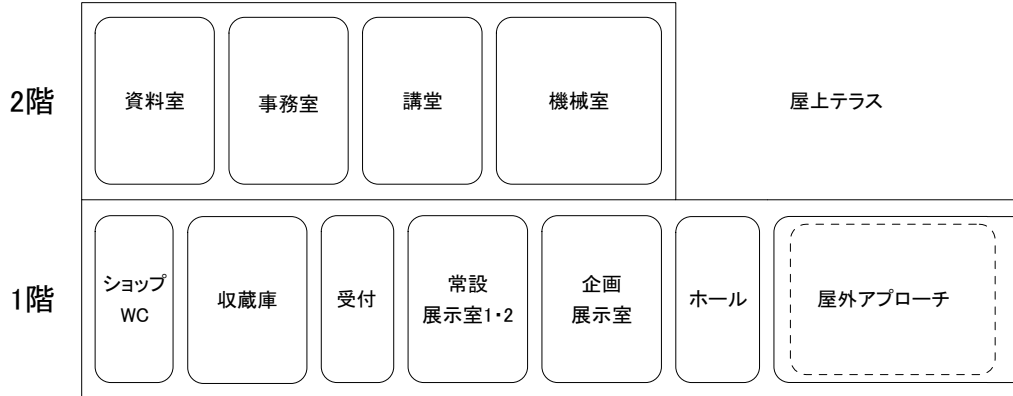
(1) 施設規模の設定

部門	諸室名	施設規模の考え方等	面積 (m ²)
展示	常設展示室	所蔵資料や映像、ジオラマ等を活用した常設展示室	455
	企画展示室	借用資料の活用も含めた企画展示室	225
資料収集、保存・管理	収蔵庫	現状の飽和状況の解消、増加・借用資料への対応、作業スペースの確保	250
教育普及	講堂	講座、ワークショップ、鑑賞会等多目的に活用	100
調査・研究	資料室	文献資料等の保管、閲覧、古文書解読等の調査・作業	115
観光・情報発信	ホール	休憩スペース、ギャラリーウォール、ボランティアガイド受付等	425
	ショップ	ミュージアムショップ、お土産、コーヒー等	95
管理	事務室	事務室	115
その他	共用機能等	廊下、正面玄関、管理用玄関、WC、機械室、その他	420
合計			2,200

(2) 施設の計画概要

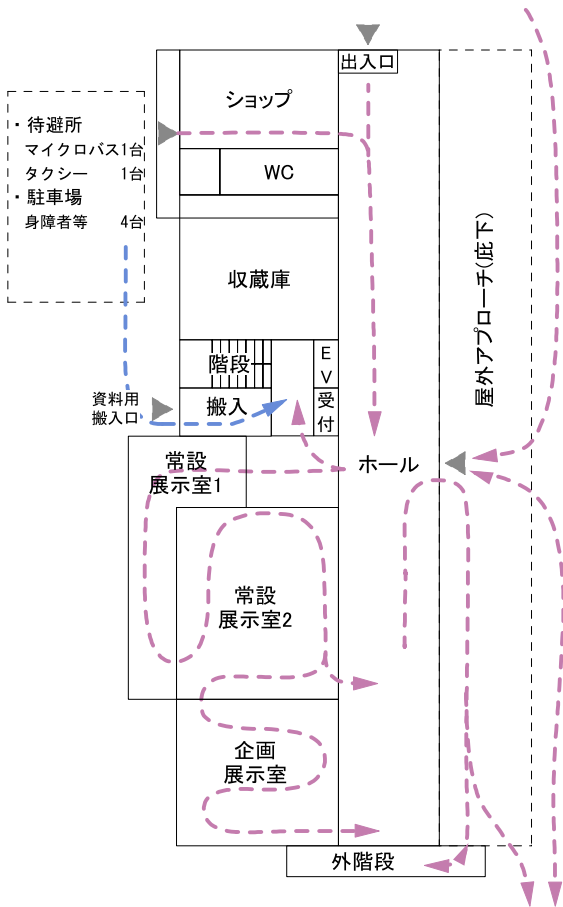
諸室を佐竹史料館改築検討委員会からの意見をベースにゾーニングします。

ア 立体機能構成

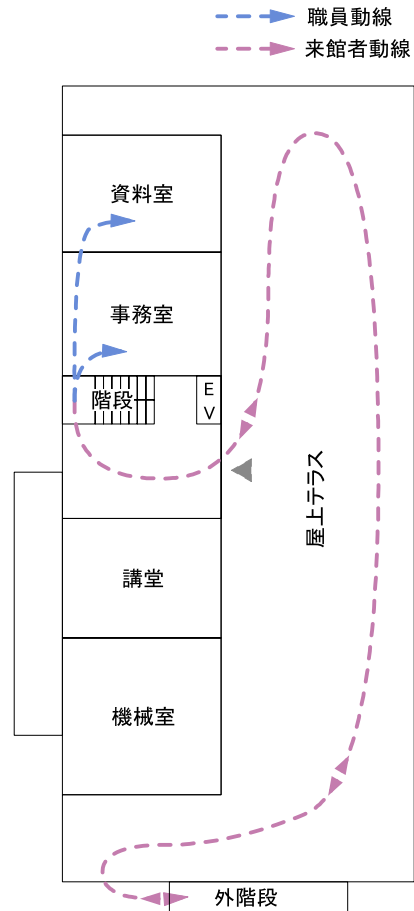


イ 平面機能構成

■ 1階平面機能構成



■ 2階平面機能構成



第 7 章 施設計画

第7章 施設計画

1 計画内容

(1) 施設規模等

これまでの検討に基づき、具体的な施設規模等を以下に示します。

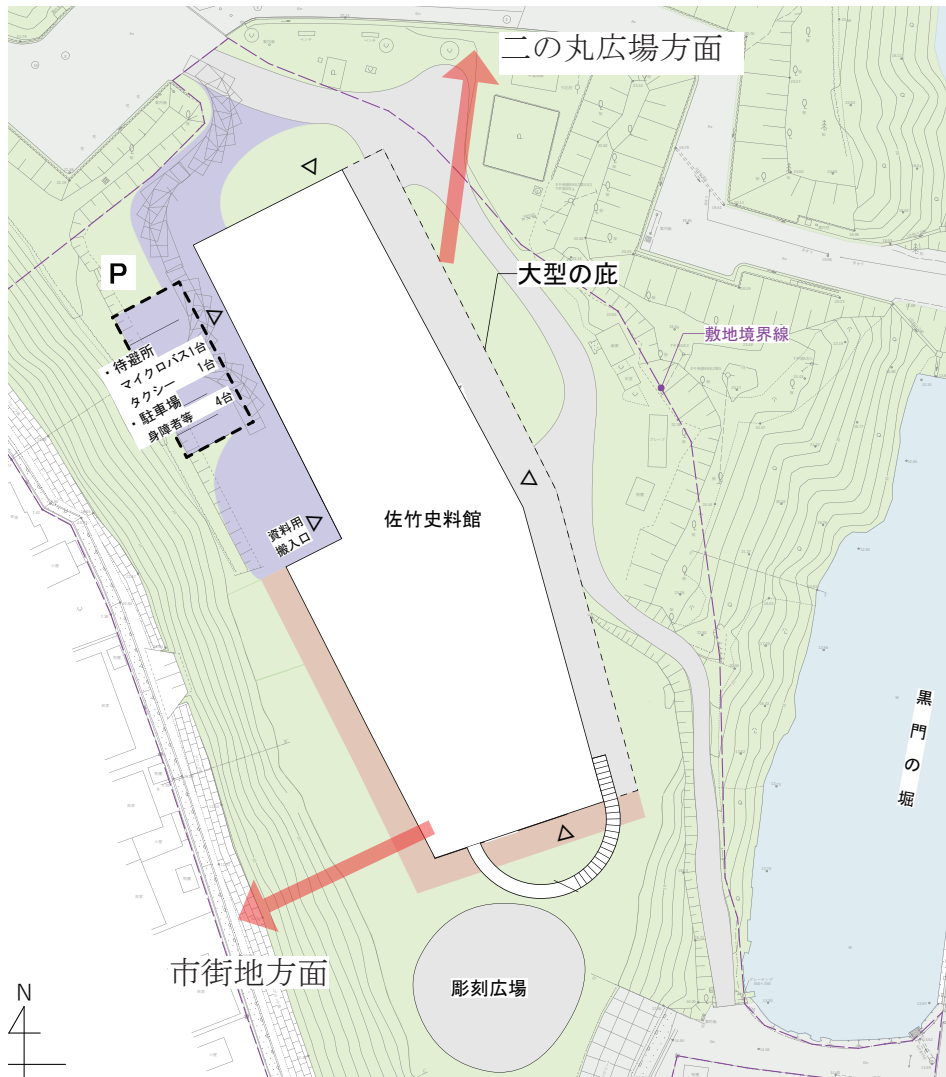
■ 計画地概要

事業概要 事業名称 建設地 用途	佐竹史料館改築事業 秋田市千秋公園1番4号 博物館
敷地状況 敷地面積 用途地域 防火地域 建ぺい率 容積率	約7,000 m ² （建物本体の建築予定地は約3,400 m ² ） 第一種低層住居専用地域 防火指定なし 30% 50%

■ 建物概要

構造 構造形式 基礎 最高高さ	鉄筋コンクリート（RC）造（一部鉄骨造） 場所打ちコンクリート杭を想定 約12 m	
各階面積	2階	約705 m ²
	1階	約1,495 m ²
延床面積	約2,200 m ²	
建築面積	約1,800 m ²	

■ 眺望計画図



新しい佐竹史料館は、千秋公園の南東隅に位置するため市内が一望できること、千秋公園から大手門跡へ抜けるアプローチ上に位置するという大きくふたつのポテンシャルを活かして、眺望的にも動線的にも市内中心部との関係性が強化されるような配置と平面計画をもちます。

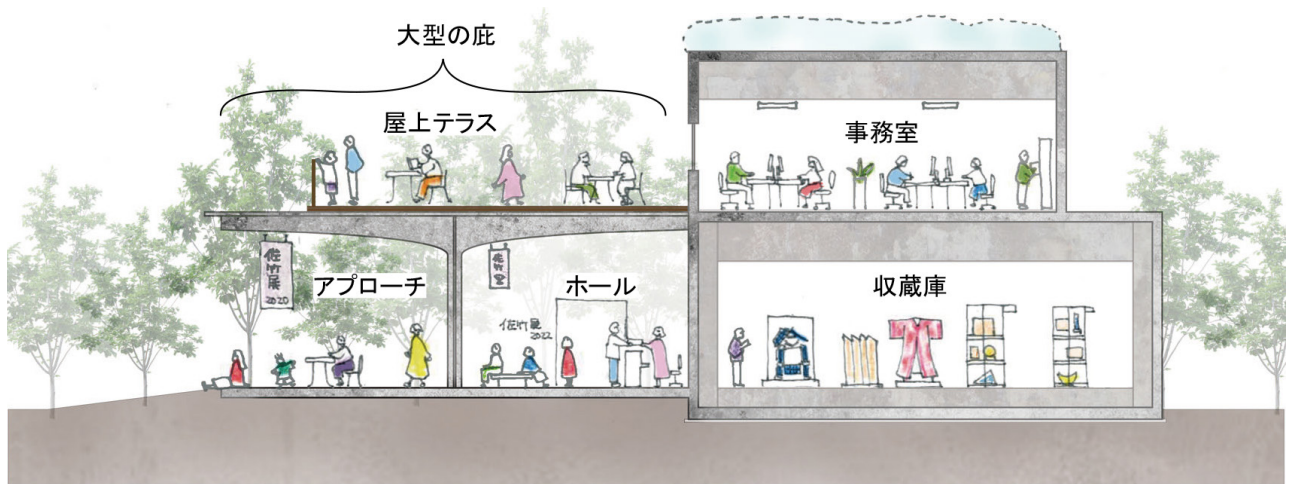
南北に長い敷地形状に沿って西側の崖地と住宅に配慮しながら各機能を配置し、建物の東側には二の丸広場と黒門の堀脇の道をつなぐ「大型の庇」を設け、その中心にメインエントランスを置くことで地域の回遊性のなかに施設内動線に関係付けることができます。

南端の外階段から上がると「屋上テラス」があり、ここからは二の丸広場、市街地を一望することができます。外階段が南端にあることで自然と人々が敷地全体を移動することになり、これまで手つかずであった南西側の木立と千秋公園、市街地との関係が密接になることで、過去と現在が一体となって訪れる人々を魅了する施設となることが期待できます。

(2) 主要諸室とその概要

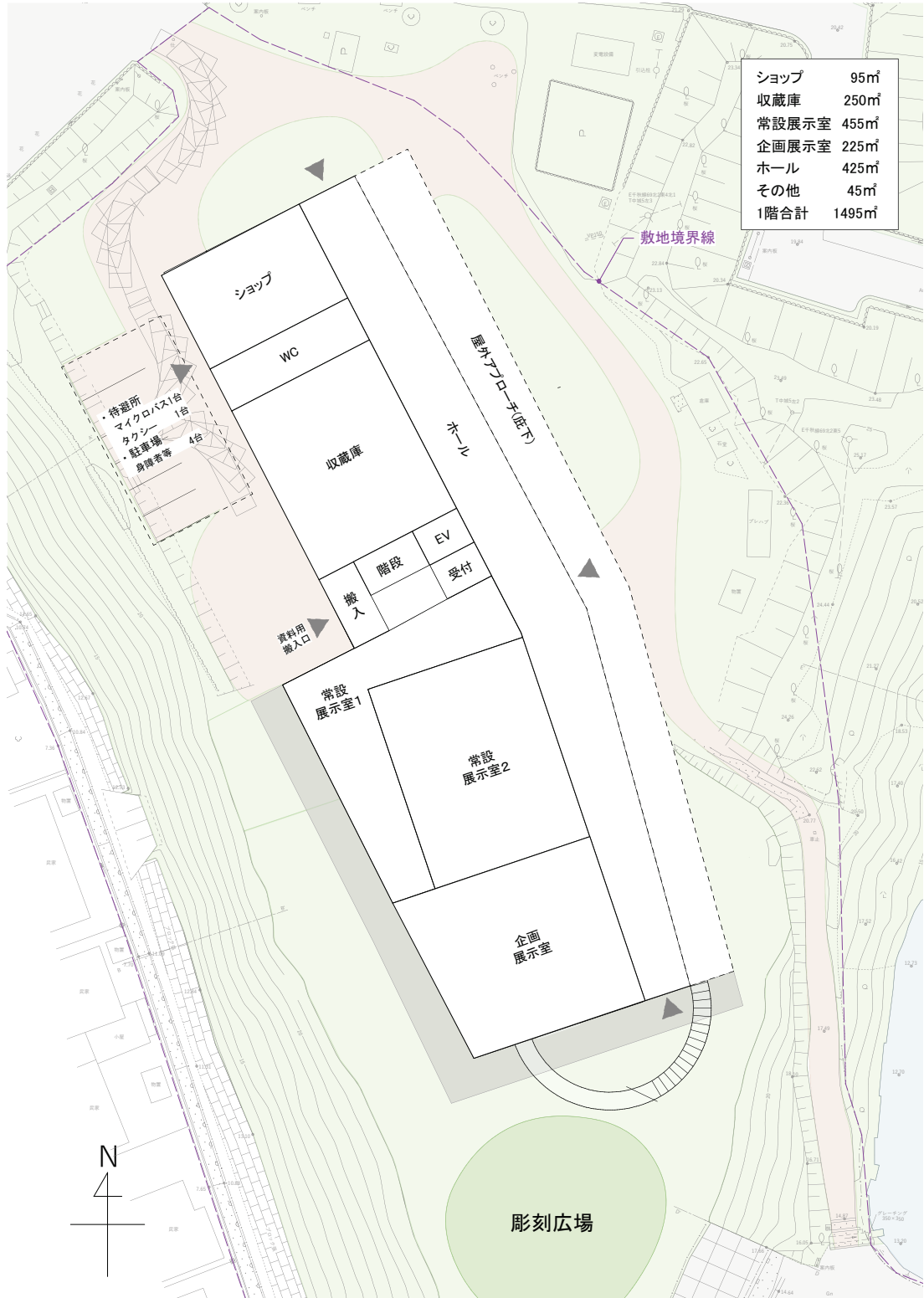
	主要諸室	概要
1階	受付（出入口） インフォメーション	・建物東側中央に正面出入口・受付を設置し、北側、西側にも出入口を設置する。
	ホール	・受付と連続し、休憩スペース、ギャラリーウォール（千秋公園のガイダンス、市内の史跡等の紹介、他施設・団体と連携した情報発信）、ボランティアガイドの受付等、ガイドの待合スペースおよび活動拠点を設置する。
	常設展示室	・パネル、映像、ジオラマ等模型、実物資料等で各テーマごとにユニットを作り、順路に従って観覧することにより佐竹氏、秋田藩の歴史の全体像を見ることが出来る展示を行う。
	企画展示室	・様々なテーマに対応するとともに、常設展示との連携を踏まえ、自由な展示レイアウトが可能な配置、設備を備えた展示室とする。 ・借用資料を中心とした企画展のみならず、収蔵資料、新規収蔵資料、新たな調査・研究成果の紹介など柔軟な展示が可能な展示室とする。
	収蔵庫	・所蔵資料を適切に保管するための収蔵庫を設置する。 ・調査、収集、寄贈、寄託などによる資料の増加に対応できる規模を確保するとともに、検索、出し入れが容易であり、借用資料等の一時保管、荷ほどき、梱包などの作業が可能なスペースを確保する。 ・建物西側に搬入出口を設ける。
	ショップ	・展示等に関わるグッズを販売するミュージアムショップとしての機能に加え、千秋公園における観光機能としてお土産、コーヒーなどを販売するショップを設置する。

	主要諸室	概要
2階	事務室	・館内の状況を容易に把握できる配置とし、学芸員等による打合せができるスペースを確保する。
	講堂	・講座や、実物資料を用いた学習会、ワークショップなども開催できる講堂を設置する。
	資料室	・文献資料等の保管、閲覧に加え、古文書の解読、翻刻など調査・研究を行うことのできる資料室を設置する。
その他	屋外アプローチ	・建物東側の大型庇の下を千秋公園、芸術文化ゾーンの周遊性を高める動線として屋外アプローチを設置する。
	屋上テラス	・建物東側の大型庇の上を屋上テラスとし、展望を楽しみ、休憩などができるスペースとする。

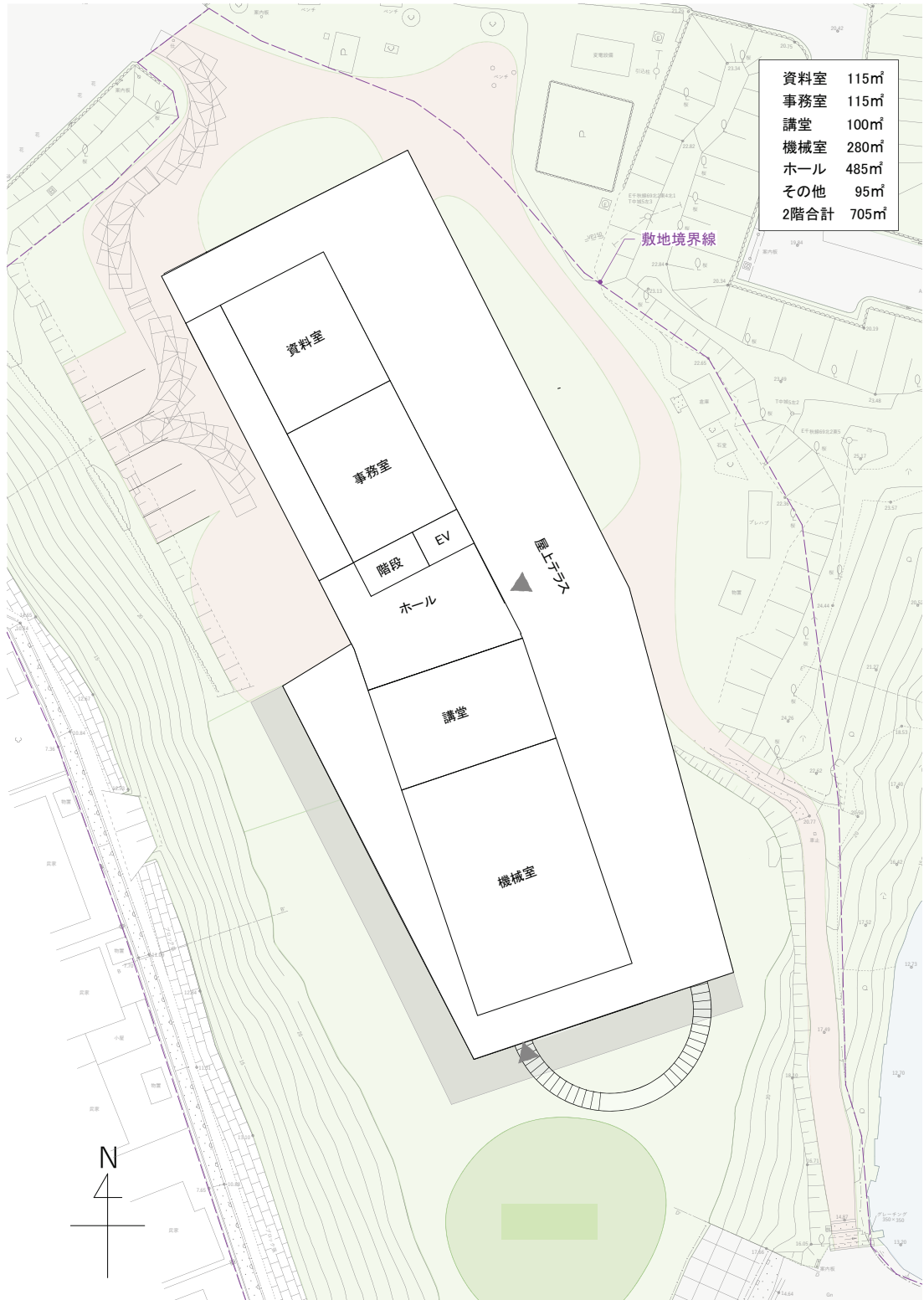


(3) 各階平面

■ 1階平面図



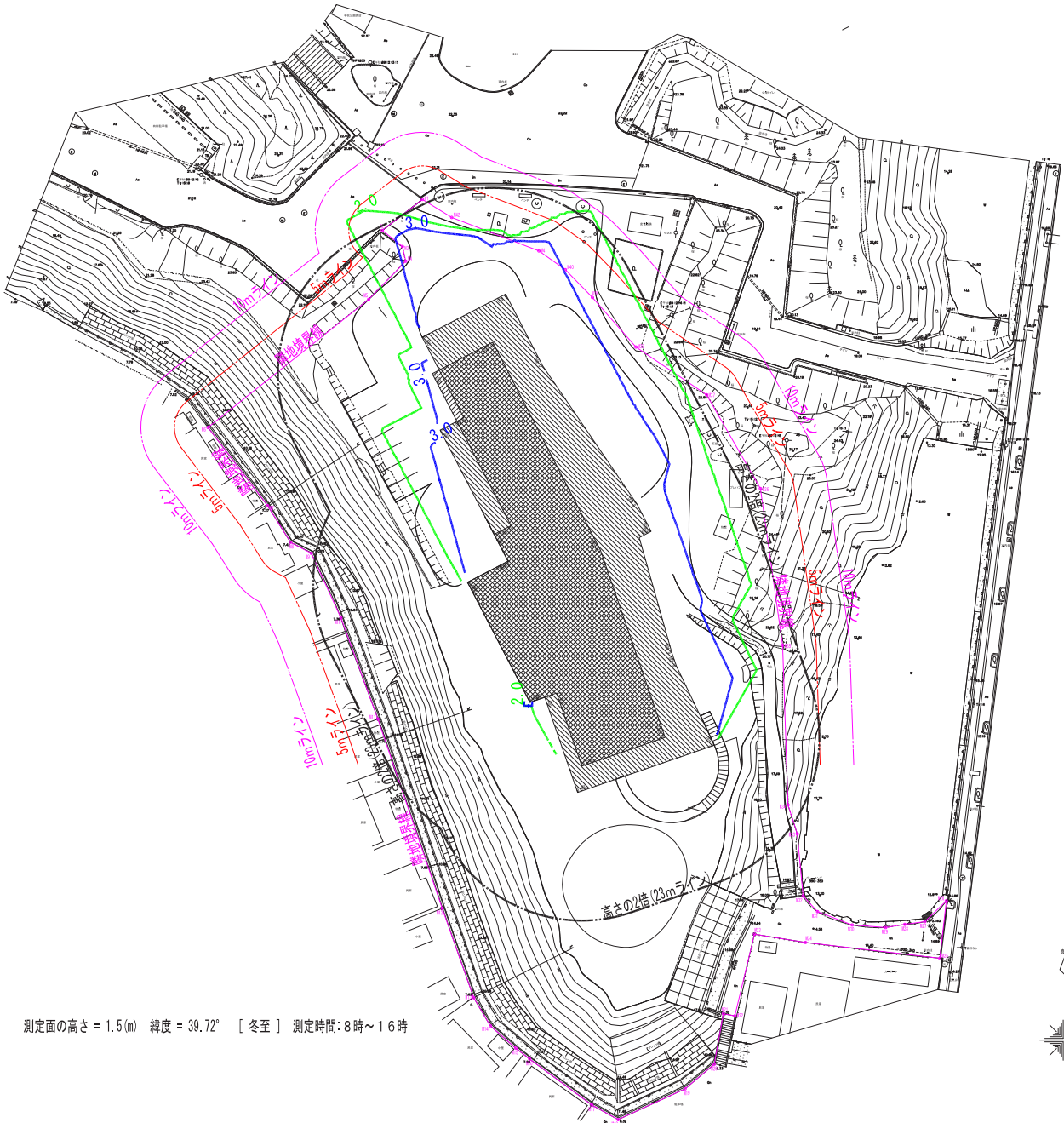
■ 2階平面図



(4) 建物配置に係る法規制の検討

■ 等時刻日影図

- ・ 第一種低層住居専用地域 容積率50%
- ・ 隣地境界線から5m以上に3時間以上の影を生じさせない事を確認
- ・ 隣地境界線から10m以上に2時間以上の影を生じさせない事を確認

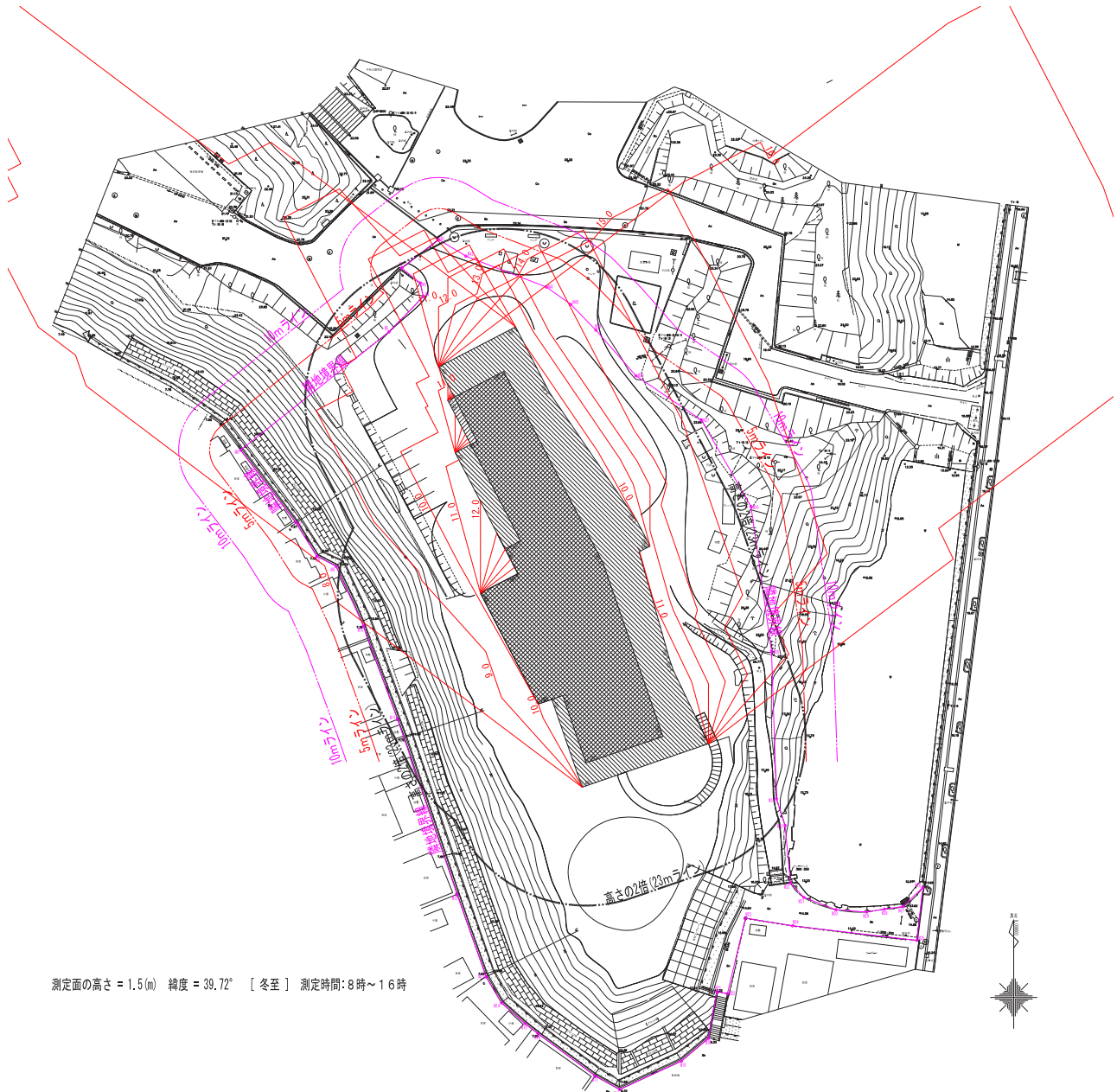


測定面の高さ = 1.5(m) 緯度 = 39.72° [冬至] 測定時間・8時~16時

- 3時間以上の影を生じる範囲
- 2時間以上の影を生じる範囲

■ 時刻日影図

- ・冬至の午前8時から午後4時までの1時間ごとの影の図
- ・影の測定面は地盤面から+1.5m



— 8時から16時までの1時間おきの影を示す

(5) 屋外環境整備計画の概要

ア 屋外アプローチ

- ・屋外アプローチを構成する大型の庇は、1年を通じた日除けとなり、強い日差しや、雨などを避けることができる無料エリアとして、観覧以外の目的で千秋公園を訪れた方に憩いとくつろぎの空間を提供します。

イ 舗装計画

- ・身障者・高齢者用駐車場および車道はアスファルト舗装とします。
- ・屋外アプローチ部、大手門通りにつながる小道、建物外周などは、インターロッキングブロック等アスファルト舗装と異なる仕上げとします。

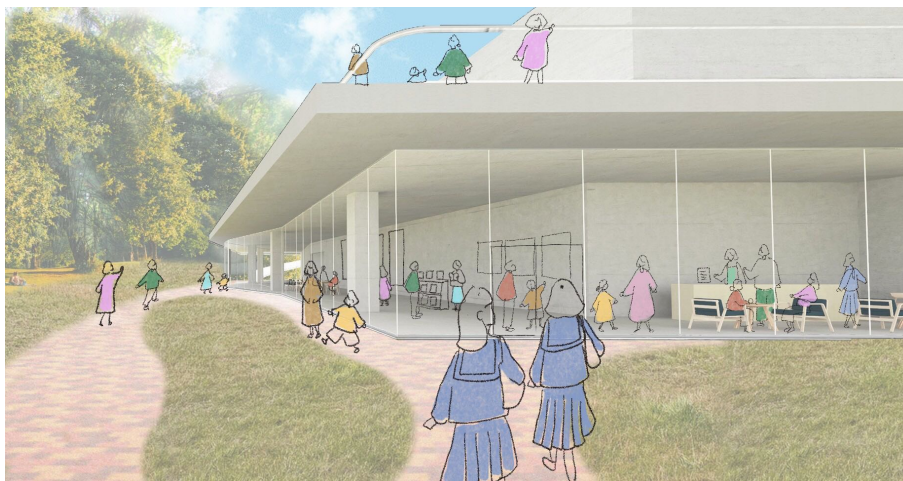
ウ 植栽計画

- ・建物部分以外の既存の植栽は可能な限り保存し、敷地内の舗装部分以外は、適宜、芝生を植えるなど来館者の安全に配慮した環境の整備に努めます。

■ 既存外観写真



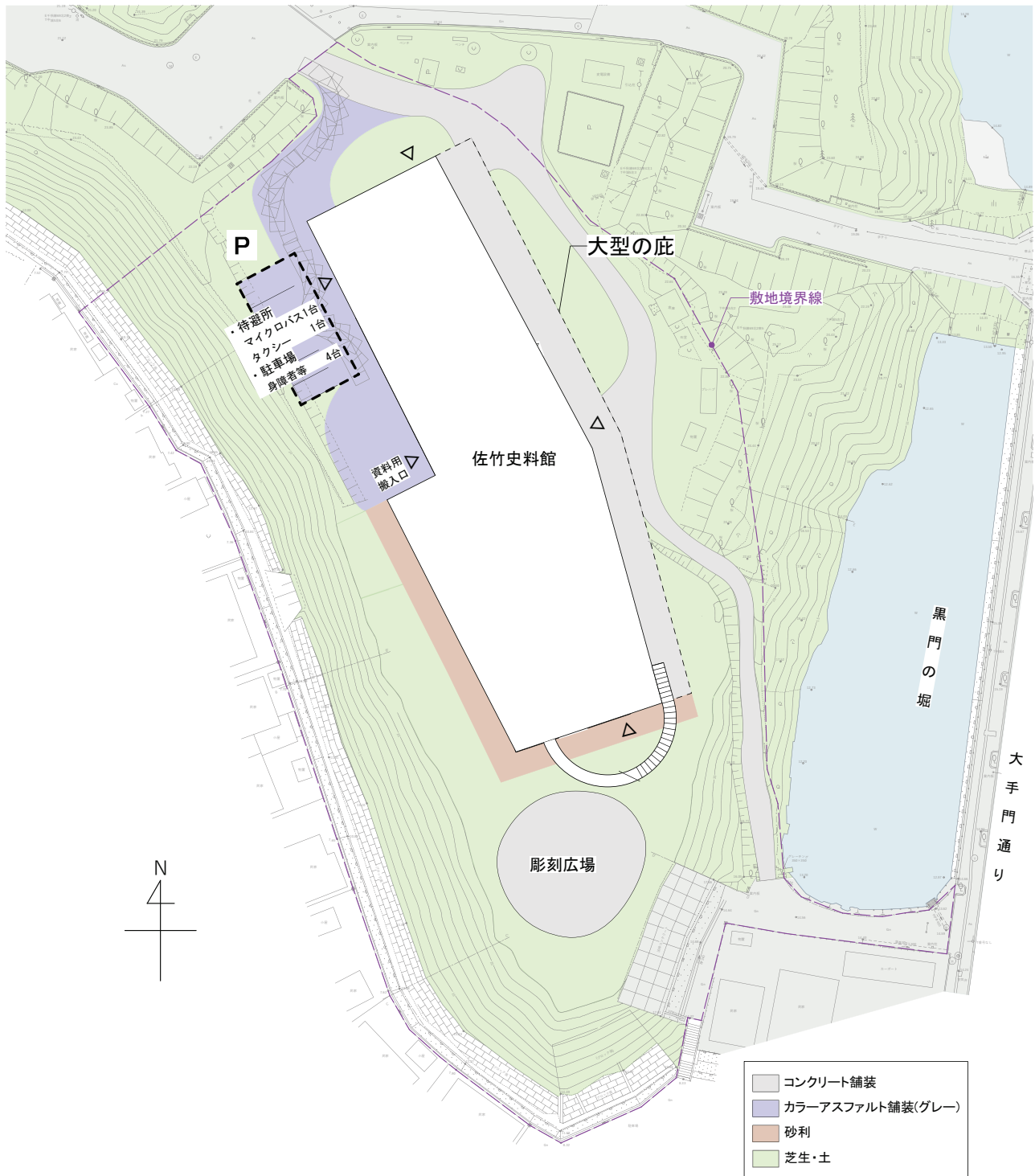
■ 改築後外観イメージ



(6) 全体配置計画

ア 全体配置計画

施設全体配置計画を以下に示します。



(7) 構造計画

- 基本構造は、鉄筋コンクリート造とします。なお、構造詳細については実施設計段階で再検討のうえ決定します。
- 特殊基礎については、場所打ち杭を想定しますが、地質調査の報告書と埋蔵文化財発掘調査の成果に基づき実施設計段階で改めて検討します。
- 経済性に十分配慮した構造計画とします。
- 建物の耐震安全性の分類については、博物館施設であることから、人命と収蔵資料・展示資料の安全を踏まえて「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（令和3年度版）の「構造体Ⅱ類」、「建築非構造部材B類」、「建築設備乙類」に分類される耐震安全性とします。

具体的な内容を次頁以降に示します。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（令和3年度版）より抜粋

■ 構造計画概要

ア 準拠基準

以下の基準法・施行令・告示事の関係法令および規準等を準拠し設計を行う。

- 建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令および建築基準法関係建設省告示等
- 文部科学省大臣官房文教施設企画部
建築構造設計指針 [平成 21 年版]
- (社) 公共建築協会
建築物荷重指針・同解説
- (社) 日本建築学会
鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- (財) 日本建築センター
建築構造設計基準平成 22 年版
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 平成 31 年版
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説令和 3 年度版
- (社) 日本建築学会
鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
建築基礎構造設計指針
建築物荷重指針・同解説
建築耐震設計における保有耐力と変形性能
鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- (財) 日本建築センター
2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書

イ 施設の耐震安全性能

本施設は建物用途より不特定多数の来館者が想定されることから、耐震安全性重要度係数を 1.25 以上を満足する十分な耐震安全性能を有する構造体とする。

(ア) 一次設計（中地震動に対する設計）

- ・地震と目標性能： $C_0=0.25$ （重要度係数を考慮）の入力地震動に対して損傷を生じないことを目標とする。
- ・構造体の設計方法：許容応力度設計

(イ) 二次設計（大地震動に対する設計）

- ・構造体の目標性能：大地震時の層間変形角が $1/200$ 以下であること。
- ・ルート1に求められる柱壁量についても、重要度係数に応じた割増を行い、大地震時に構造体Ⅱ類に求められる性能を満たすこととする。

ウ 上部構造

- ・上部構造は、平面形・立面形より構造形状に即した構造種別を採用し、無理のない構造架構とする。
- ・耐震要素を有効に配し、質量分布と剛性分布の適正化を図る。
- ・常時荷重に対して、有害な変形や不同沈下を防止するために部材や架構の剛性を確保する。
- ・各部材については、原則として脆性的な破壊が生じないようにする。

エ 基礎構造

- ・基礎は、地盤条件・施工性および上部構造の規模・形状・構造・剛性等を考慮し、上部構造を安全に支持でき、かつ上部構造に対して均衡のとれたものとする。
- ・基礎計画においては、確実に施工ができ、周辺に有害な影響を及ぼすことのない工法を選定する。

オ 建物概要

(ア) 階数

- ・地上2階 地下なし 塔屋なし

(イ) 構造種別

- ・鉄筋コンクリート造

(ウ) 構造形式

- ・X、Y方向耐震壁付ラーメン構造

(エ) 基礎形式

- ・場所打ち杭工法を想定
- ・支持層 礫混じり砂質層
- ・N値 40以上

(オ) 敷地条件

- ・敷地高低 敷地内は殆ど平坦地である。

(カ) 重要度係数（用途係数）

- ・重要度係数 $I = 1.25$

カ 建物概略形状

- ・主要形状 19.0m × 74.5m
- ・最大スパン 17.0m(RC造)
- ・階高1階 5.1m 2階 4.5m(RC造)
- ・最高高さ 11.5m(RC造)

キ 設計概要

本建物は、建築基準法・同施行令・その他関係法令・建築基準法関係建設省告示および構造計算指針・同解説等に準拠する。計算方法は許容応力度設計のほか、大地震時に対する構造体の耐震安全性の検証として保有水平耐力の検討を行う。

(ア) 構造計算ルート

- ・X方向、Y方向共ルート1（許容応力度計算）

(イ) 地震力

- ・地震地域係数 $Z=0.9$ 、重要度係数 $I=1.25$

(ロ) 積雪荷重

- ・秋田市 積雪量 100.0cm 単位重量 $r=20\text{N/m}^2$

(ハ) 風荷重

- ・速度圧 $q=0.6 \cdot E \cdot V_0$
- ・地表面粗度区分 = 3、基準風速 $V_0 = 32.0 \text{ m/sec}$

ク 使用材料

(ア) コンクリート

- ・基本 $F_c=36\text{N/mm}^2$

(イ) 鉄骨

- ・基本 SN400・SN490・SS400

(ロ) 鉄筋

- ・SD295 D10 ~ D16 重ね継手
- ・SD345 D19 ~ D25 圧接継手
- ・SD390 D29 以上 圧接継手

(8) 設備計画

ア 電気設備計画

(ア) 受変電設備

- ・機器の効率および不燃化を考慮し、変圧器はモールド式変圧器を採用し、変圧器の構成は一般系統、非常・保安系統に分けて計画する。

(イ) 非常用発電設備

- ・消防法および建築基準法に準拠し、屋内型非常用発電機（発電機室）を設置する。
- ・火災停電時に防災負荷への電源供給を行う。また商用電源停電時、収蔵品に対する保護（空調機能維持、執務継続）、避難誘導機能維持を目的とした非常用発電機による電源バックアップ対応を行う。
- ・非常用発電機容量は今後詳細検討を行う。

(ウ) 幹線設備

- ・キュービクルより、各電灯分電盤・動力制御盤などの負荷に電源を供給する。
- ・ケーブルラックは原則電力・通信分けて計画を行うが、共用する場合はセパレータ付とする。

(エ) 動力設備

- ・空調、衛生、建築動力等への電源供給および負荷電動機の制御を行い、動力制御盤の設置や動力制御盤からの二次側配管配線を行う。
- ・各種設備機器の運転状態監視、スケジュール発停、故障監視は、中央監視・自動制御設備（機械設備工事）にて行う。

(オ) 電灯設備

- ・照明器具は省エネおよびメンテナンス性を考慮し、原則LED光源を採用する。
- ・照明計画は、『展示収蔵照明』、『建築意匠照明』、『機能照明』に分類し、それぞれの空間特性・演出性などに配慮、照明手法・照度設定の計画を行う。
- ・各所トイレは人感センサーを採用し、消し忘れ防止など省エネを考慮した計画とする。
- ・展示室の調光システムは、シーン設定（記憶・再生）可能な汎用性が高く操作性の良いシステムを採用する。
- ・建築基準法に準拠した非常用照明（LED・電源内蔵型）、および消防法に準拠した誘導灯（LED・電源内蔵型）の設置のほか、施設の管理・運営を考慮した計画とする。

(カ) 構内交換設備（電話設備）

- ・電話交換機、電話機など機器類は原則別途工事とし、今後の検討とする。

(キ) 構内情報通信網設備（LAN 設備）

- ・館内は Wi-Fi 対応とし、各所に無線 LAN 用アクセスポイントを設置する。
- ・ネットワーク系統は、パブリック開放系、館側専用系などに系統分けを行い、情報セキュリティの漏洩に配慮、またアクセス障害の起きない計画とする。
- ・ルーター、HUB、無線 LAN アクセスポイントなどの機器類は原則別途工事とし、今後の検討とする。

(ク) テレビ共同受信設備

- ・機器類および配線仕様は、4K 対応にて検討する。

(ケ) 拡声設備

- ・消防法に準拠した非常／業務放送設備を導入し、事務室に非常／業務放送 AMP を設置する。
- ・業務放送、BGM 放送の鳴動エリアを十分に検証し、放送区域を計画する。
- ・ミキサー、IC レコーダーなどの各種機器を実装、また緊急地震速報・二か国語放送（日本語／英語）に対応した仕様とする。

(コ) 誘導支援設備

【インターホン設備】

- ・閉館後の夜間受付用として、外部からの出入り口との通話が可能なインターホン設備を計画し、事務室にて応答する。

【トイレ呼出設備】

- ・多目的トイレに対し、呼出表示設備（緊急呼出ボタン・復旧ボタン・表示灯）を設置し、事務室にて監視を行う。

(カ) 映像音響設備

- ・各種講演、講習、イベント等での使用を目的とし、講堂に映像音響設備を導入する。
- ・スクリーン、プロジェクター等の計画においては設置方法を十分に検証し、意匠性を損なわない計画とする。

【映像・音響・制御仕様】

- ・高輝度プロジェクターを採用し、電動昇降スクリーンに映像表示を行う。
- ・映写可能な映像ソースとして、BD プレーヤー、PC 入力（HDMI、RGB 等）をレクチャー卓に装備する。
- ・メインスピーカーおよび天井スピーカーの構成とし、明瞭度の高い音響環境を構築する。
- ・各種操作（システム電源 ON/OFF、映像切り替え、プロジェクター電源 ON/OFF、音量調整）は、汎用性が高く操作性の良いシステムを採用する。

(シ) 監視カメラ設備

- ・セキュリティ計画は、展示収蔵施設としての性能を満たすとともに、建築動線計画を十分に整理し、安全・効率的な運用を実現すべく計画を行う。

(ス) 防犯・入退出管理設備

- ・人的警備以外に夜間における警戒を目的とし、防犯設備（機械警備設備）の導入を行う。
- ・入退室管理の範囲は今後検討する。
- ・防犯設備（機械警備設備）は原則別途工事とし、空配管対応を本工事とする。

(セ) 火災報知設備

- ・消防法に準拠した自動火災報知設備を導入する。

(ソ) 外構設備

- ・外構各所に外構照明を計画し、スケジュール制御にて運用を行う。
- ・外構各所に監視カメラを計画し、事務室にて監視・録画を行う。

(タ) 電気設備諸元表

室名	照明			構内交換 (電話)	情報通信 (LAN)	テレビ	監視 カメラ	防犯 入退出
	照度	点滅	特種					
【1階】								
ホール	300	遠隔			無線	○	○	センサー
ショップ	300	遠隔+現地		○	無線		○	センサー
トイレ1	200	センサー						
収蔵庫	300	遠隔+現地		○	無線+有線		○	センサー+CR
一時保管庫	300	遠隔+現地		○	無線+有線		○	センサー+CR
倉庫	100	現地						
前室	200	遠隔+現地			無線		○	
搬入	200	遠隔+現地		○	無線		○	センサー
荷解室	200	遠隔+現地		○	無線		○	
常設展示室1	100~300	遠隔+現地	スポット・調光	○	無線		○	センサー
常設展示室2	100~300	遠隔+現地	スポット・調光	○	無線		○	センサー
企画展示室	100~300	遠隔+現地	スポット・調光	○	無線		○	センサー
倉庫2	100	現地						
【2階】								
ロビー	300	遠隔			無線	○	○	センサー
倉庫3	100	現地						
倉庫4	100	現地						
トイレ2	200	センサー						
講堂	500	遠隔+現地	調光	○	無線+有線	○		
電気室	200	現地		○				
発電機室	200	現地		○				
機械室	200	現地		○				
事務室	500	集中スイッチ		電話交換機	無線+有線	○	主装置	主装置
資料室	500	遠隔+現地		○	無線+有線		○	センサー
屋外機置場	100	現地						

イ 機械設備計画

① 空気調和・換気設備

(7) 設計外気温湿度条件（秋田県秋田市）

	乾球温度 [°C]	相対湿度 [%]
夏 期	33.2	56.4
冬 期	-3.9	75.3

※上記表内数値は、「国土交通省宮繕大臣官房官庁宮繕部設備・環境課 建築設備設計基準 令和3年版」より抜粋

※冬期乾球温度は、展示室・収蔵庫が24時間空調運転のため、気象庁データより最低気温を採用した。

(i) 設計室内温湿度条件

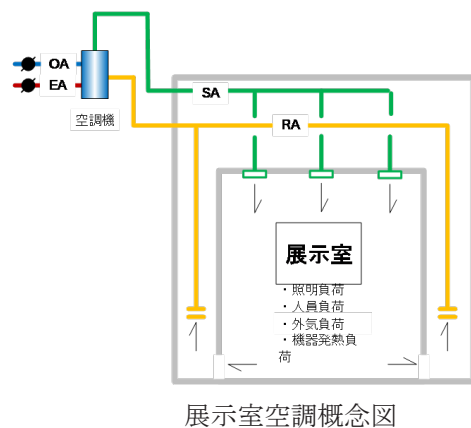
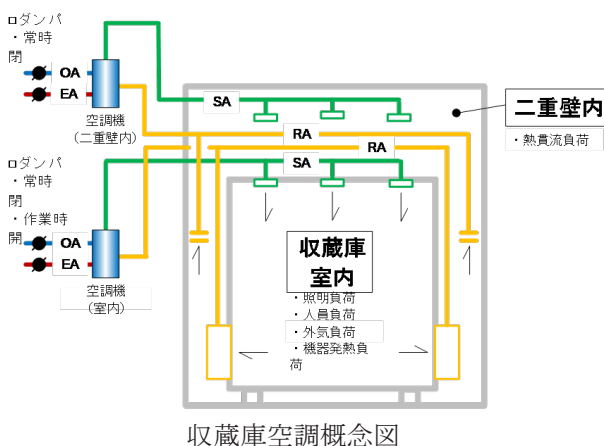
室名称	一般諸室		展示室		収蔵庫	
	乾球温度 [°C]	相対湿度 [%]	乾球温度 [°C]	相対湿度 [%]	乾球温度 [°C]	相対湿度 [%]
夏期	26	50(成行)	23 ± 2	50 ± 10	20 ± 1	55 ± 5
冬期	22	40(目標)	23 ± 2	50 ± 10	20 ± 1	55 ± 5

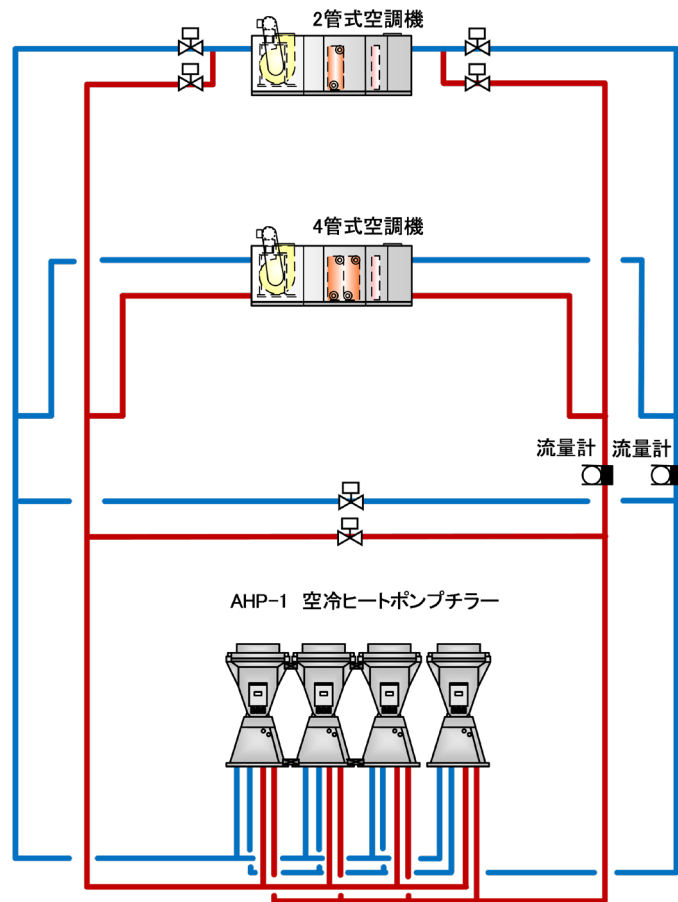
(v) 空調熱源設備

- ・展示室、収蔵庫の恒温恒湿を満たすために、熱源設備は、冷水・温水を使用した中央熱源設備を採用する。
 - ・その他、省エネルギー、省CO2への配慮、イニシャル・ランニングコストの最小化、保守点検、将来更新が容易な機器配置、適正な防音・防振処置、屋外設置機器から周辺環境への影響の最小化などを検討する
- 展示室、収蔵庫以外の諸室については、個別分散型PAC空調機を導入する。

(エ) 空気調和設備

- ・主に3つの方式を中心に、各室の運用特性に合わせて選定し、空調運用の効率化を図る。
- ・建設場所は、寒冷地であることに配慮して、空調関連ダクト（SA、RA、OA、EA）はすべて断熱を施す。
- ・収蔵庫の厳密な温湿度環境条件を満たすために、収蔵庫外周空間と収蔵庫内部空間の2系統に分けて、各々のゾーンに対して、空調機を設置する。





熱源概念図

(オ) 換気設備

- ・「臭気」「熱」「湿気」「排ガス」等の除去のために、各必要箇所に換気設備を設置する。

室名称	換気回数 [回/h]	換気種別	換気目的
便所	10 ~ 15	3	臭気の除去
給湯室	3 ~ 5	3	湿気の除去
倉庫	3 ~ 5	3	臭気・熱・湿気の除去
厨房	40 ~ 60	1	臭気・熱・排ガス・湿気の除去
電気室	※	1	熱の除去
発電機室	※	1	熱の除去、燃焼空気給気

※ 機器の容量により換気量は変動します。

(カ) 排煙設備

- ・基本的には、自然排煙対応にて調整する。
- ・展示室、収蔵庫の消火設備は、不活性ガス消火設備を想定している。そのため、避難安全検証などを利用して、不活性ガス消火設備と機械排煙設備が同時室に混在しないように今後調整する。

(キ) 自動制御設備

- ・自動制御設備を設置して、機器運転の適正化と人的管理の省力化を図る。

対象	制御項目	制御概要
熱源機器	変流量制御	建物負荷状況に合わせて、空調送水ポンプの台数および送水量を制御し、搬送動力を縮減する。
	熱源機器台数制御	建物負荷状況に合わせて、熱源機器運転台数を制御し、消費エネルギーを縮減する。
	凍結防止制御	凍結による機器破損事故を防止するために、外気条件によりシステム全体の保有水を強制的に循環する
	CO2 制御	室利用者からの CO2 排出量を検知して、導入外気量を抑制し、消費エネルギーを縮減する。
空調機器	除湿再熱制御	除湿制御が必要な室の空調機に、再熱用温水を供給し、除湿・再熱制御を行う。
	火災時送風機器一斉停止制御	火災時の煙拡散防止のため、火災警報を受けて送風機器類を一斉停止する制御を行う。

(ク) 中央監視設備

- ・施設全体の電気・空調・衛生設備等の運転状況、使用状況を総合的に管理する。
- ・運転データ管理に特化して、竣工後のコミッションング、消費エネルギー検証等にも配慮する。
- ・主要監視点一覧

監視項目	発停	状態・警報	計量			備考
			熱量	電力量	ガス・給水	
熱源機器類	○					
空冷モジュールチラー		○	○	○		詳細制御は、機器付属コントローラによる
ポンプ類		○		○		
系統別計量			○			
空調機器類	○	○	○	○		
換気機器類	○	○		○		
各種水槽類		○				
給水・排水ポンプ類		○				
量水器・ガスメータ					○	
受変電設備類		○		○		
動力盤・分電盤		○		○		
非常用発電機		○				

② 給排水衛生設備

(ケ) 衛生器具設備

- ・衛生面、機能面、デザイン面に配慮し、施設に適した衛生器具を選定する。
- ・節水型フラッシュバルブ、泡沫水栓、自動水栓、擬音装置を採用することで、水資源の有効活用をはかり、また日常の清掃など維持管理にも配慮して、器具を選定する。

(コ) 給水設備

- ・水道直結給水方式にて、各給水箇所へ送水する。

(カ) 給湯設備

- ・電気温水器による局所式給湯方式を検討する。

(キ) 排水・通気設備

- ・建物、敷地内において、汚水・雑排水・雨水を支障なく下水本管へ放流する。

(系統区分)

- ・屋内 : 汚水・雑排水 → 分流排水
- ・屋外 : 排水 (汚水+雑排水)・雨水 → 分流排水
- ・敷地からの各種排水は、敷地周辺埋設の下水本管に放流する。

(ク) 消火設備

- ・消防法および関連法規基準を遵守して消火設備を設置する。

(ケ) 機械設備諸元表

室名	概要		空調				換気				給排水			
	人員密度 [人/㎡]	人員数 [人]	負荷原単 位 [kW/㎡]	空調負荷 [kW]	中央 熱源	個別 熱源	換気原単 位 [CMH/ 人]	換気回数 [回/h]	決定換気 量 [CMH]	ケミカル フィルタ	給水	給湯	排水	消火
【1階】														
ホール	0.1				○		30							屋内消火栓
ショップ	0.3					○		40			○	○	○	屋内消火栓
トイレ1								10			○	○	○	屋内消火栓
取蔵庫					○					○				ガス消火
一時保管庫					○					○				ガス消火
倉庫								3						屋内消火栓
前室					○									屋内消火栓
搬入								10						屋内消火栓
荷解室								10						屋内消火栓
常設展示室1	0.3				○					○				ガス消火
常設展示室2	0.3				○					○				ガス消火
企画展示室	0.3				○					○				ガス消火
倉庫2								3						屋内消火栓
【2階】														
ロビー	0.1				○									屋内消火栓
倉庫3								3						屋内消火栓
倉庫4								3						屋内消火栓
トイレ2								10			○	○	○	屋内消火栓
講堂	0.5					○								屋内消火栓
電気室						○								屋内消火栓
発電機室								5						屋内消火栓
機械室														屋内消火栓
事務室						○		30						屋内消火栓
資料室						○								屋内消火栓
屋外機置場											○		○	

(9) 省エネルギー計画およびライフサイクルコスト（LCC）低減策

自然エネルギーの有効利用や省資源・省エネルギーに配慮しながら、ライフサイクルコストの低減に努める計画とします。

以下に、当該施設において考えられる主な省エネルギー手法についての評価等およびシステム・機器の内容等を示しながら、実施設計時に改めて検討します。

ア 建築計画

項目	対策の目的	特徴・留意点
自然換気	<ul style="list-style-type: none"> 事務室等はできるだけ空調を使用しないことにより空調負荷の低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物方位や風向による開口部の設置計画等、周辺状況とのバランスを考慮する必要がある。
赤外線反射フィルム貼付け等	<ul style="list-style-type: none"> 窓からの熱流出および流入は空調負荷の増加につながるため、これらの採用により空調負荷の低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 透明度、耐久性、メンテナンス性を考慮する必要がある。

イ 電気設備計画

項目	対策の目的	特徴・留意点
LED 照明の採用	<ul style="list-style-type: none"> 従来形に比べ長寿命で省電力 	<ul style="list-style-type: none"> 発光効率は、現時点でオフィスの主照明として使用されている蛍光灯に比べ劣っていることやコスト面が課題。
人感センサーの導入及び外灯の照明制御	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具の「ON・OFF」又は「100%点灯から25%(30%)」への点灯を自動制御で行い、照明電力消費の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用時間の少ない廊下・ホール、トイレの無駄な照明や外灯の消し忘れ防止に有効。

ウ 機械設備計画

項目	対策の目的	特徴・留意点
節水型器具、自動水栓、自動洗浄装置の導入	<ul style="list-style-type: none"> 節水型器具および自動水栓等の利用により、使用水量の節水を図る。 	
空調対象範囲の細分化	<ul style="list-style-type: none"> 空調ゾーンの細分化を図り、空調エネルギー消費量の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 用途や使用頻度および人員密度が異なる室に応じた空調が可能となる。
全熱交換器の導入	<ul style="list-style-type: none"> 外気負荷を低減することで空調エネルギー消費量の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 空調負荷の軽減が可能となるよう検討する。
雨水利用等のシステム	<ul style="list-style-type: none"> 大便器、小便器の洗浄水に雨水を利用 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂槽、雨水貯留槽、濾過装置、雑用水槽、加圧ポンプの機器が必要となる。 温水洗浄便座を使用する場合、中水および上水の両系統の配管が必要になる。

(10) 関係法令等の条件整理

関連法規チェックリスト

都市計画法		
法令	項目	本規定における適用内容
7条	区域区分	市街化区域
8条	用途地域	第一種低層住居専用地域
建48条5項	特別用途地域	適用なし
	高度地区	適用なし
	特定街区	適用なし
	防火・準防火	防火指定なし
	景観地区	適用なし
	風致地区	※中央図書館明德館エリアは風致地区
	駐車場整備地区	適用なし
	臨港地区	適用なし
	その他地域地区	公園・都市機能誘導区域
12条の5	地区計画	適用なし
建22条・建23条	屋根・外壁	屋根及び外壁は政令で定める技術的基準に適合する

※「建」は建築基準法が関連するもの

建築基準法 集団規定（都市計画区域内で、建物を集団としての地域の中にあるものとして、建築を制限する規定）		
法令	項目	本規定における適用内容
令1-1	敷地の定義	測量図による
42条	道路	法43条第2項第2号による（公園内の敷地）幅員19m（道路台帳による）許可申請が必要
43条	接道	千秋公園の接道 道路に4m以上接していること
48条・別表2	用途地域による	別表2(い) 四図書館に類するもの
52条	容積率	50%
53条	建蔽率	30%
55条	高さの限度	10mを超え12m未満の場合は認定申請が必要
56条	道路斜線制限	勾配1.25、適用距離20m、20m以上の離れがあり適用なし
	隣地斜線制限	建物高さが20m以下で適用なし
	北側斜線制限	真北方向の水平距離に勾配1.25 加える高さ5m以内で計画
56条の2	日影規制	測定面は平均地盤面からの高さ+1.5m 敷地境界から10m以上に2時間、5mから10m未満に3時間以上の影を与えない
27条	特殊建築物	別表1(3) 博物館

※「令」は建築基準法施行令が関連するもの

景観法		
法令	項目	本規定における適用内容
8条	景観計画	適用なし

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）		
法令	項目	本規定における適用内容
19条	建築物の建築に関する届出等	工事着手の21日前までに所管行政庁に計画を届出

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）		
法令	項目	本規定における適用内容
		関連項目なし

電波法		
法令	項目	本規定における適用内容
102条	電波障害防止地区	区域外

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）		
法令	項目	本規定における適用内容
14条	特別特定建築物の建築主事等の基準適合等	廊下・階段・便所・敷地内通路・駐車場・案内所等について届出必要

秋田県建築基準条例		
法令	項目	本規定における適用内容
4条の2	がけに近接する建築物	建築物の安全を確保するために必要な擁壁は秋田県で設置済み その他杭基礎とし、建築物の荷重ががけに影響を及ぼさないように計画
5条	別表1（い）の用途に供する建築物の屋外に設ける階段の構造	屋外に設ける階段、屋外への出口等は、積雪、凍害等によって避難に支障を来すことのないような構造とする
細則16条の2	多雪地域	準拠

秋田市都市緑化の推進に関する条例		
法令	項目	本規定における適用内容
16条 細則6条	届出、開発行為	適用なし

秋田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例		
法令	項目	本規定における適用内容
2条2項（ア～ウ）	特定用途	適用なし

秋田市自転車等の放置防止に関する条例		
法令	項目	本規定における適用内容
		関連項目なし

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例		
法令	項目	本規定における適用内容
2条、8条	建築計画の説明	高さ10mを超える建築物の建築主は建築計画の事前公開および事前説明を行う

秋田市建築基準法施行細則		
法令	項目	本規定における適用内容
3条2号	申請書類	高さ3メートルを超えるがけの上又は下に建築物を建築する場合であって、当該建築物の位置が、がけの上にあつてはがけの下端から水平距離ががけの高さの2倍以内にあるときは当該がけの位置および高低差を明示しなければならない
21条	道路面と地盤面に高低差のある場合	前面道路が敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす
28条	積雪荷重	積雪量1cmごとに1㎡につき20N以上 垂直最深積雪量は1.0m以上

秋田市景観条例		
法令	項目	本規定における適用内容
7条	届け出及び勧告	高さ10mを超えるので届出必要 外壁の色の制限あり

建築基準法 単体規定（個々の建築物の安全、防火、衛生などに関する規定）		
法令	項目	本規定における適用内容
法26、令113	防火壁の設置	延べ面積>1000㎡の建築物 →1000㎡以内ごとに防火壁により区画する
法27	特殊建築物の構造	別表1(3)博物館、2000㎡以上のため準耐火構造以上とする
法28条1項	居室の採光	対象となる建築物の種類（住宅・学校・病院・診療所・寄宿舎・下宿その他これらに類する建築物）に該当しないので適用なし
法28条、令20条の2	居室の換気	無窓居室（一般の居室で、換気上有効な窓等の解放できる部分とその居室の床面積の1/20未満）と火気使用室 →自然換気・機械換気・中央管理方式のいずれかとする
法28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	政令で定める物質を添加していない材料等を使用する
令21条	天井高さ	居室で2.1m以上
令23条、24条、25条	階段	直上階の居室の床面積の合計>200㎡の地上階の階段 →階段踊り場の幅≥120cm、けあげ≤20cm、踏面≥24cm →高さ4m以内ごとに踊り場（踏幅1.2m以上）
令26条	傾斜路	勾配≤1/8を超えない 滑りにくい表面とする
令112条1～3項	防火区画（面積区画）	主要構造部を耐火構造とした建築物、または準耐火建築物 →各区画の床面積≤1500㎡ →区画の床・壁：準耐火構造（1時間≤） →区画の防火設備：特定防火設備 ただし、SP、水噴霧、泡消化のほかこれらに類する自動式のものを設置した場合は床面積の1/2を除く
令112条5～7項	防火区画（高層区画）	適用なし（11階以上）

法令	項目	本規定における適用内容
令 112 条 9 項	防火区画 (堅穴区画)	適用なし (地階又は 3 階以上の階に居室がある建築物)
令 112 条 12 ~ 13 項	防火区画 (異種用途区画)	博物館、飲食店・物販店 →床・壁：準耐火構造 (1 時間準耐火基準) →防火設備：特定防火設備 →用途の境界で区画 (カフェ部分は管理者や使い方で区画の有無が決定)
令 112 条 1 項	防火区画の除外	劇場、映画館、演芸場 →該当なし 階段室の部分で 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
令 114 条	防火上主要な間仕切り壁	1 項 (共同住宅) 2 項 (学校福祉施設等) 3 項 (木造小屋組) 4 項 (渡り廊下) →適用なし 5 項 (設備の構造・貫通) →大臣認定を受けたもの等を使用 112 条 20 項・21 項参照
法 35 条、令 117 条	廊下、避難階段及び出入口	別表 1 (い) (3) 特殊建築物かつ開口部のない居室かつ 1000 m ² 以上
令 119 条	廊下幅	居室の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの →両側に居室がある廊下 ≥ 1.6m →その他 ≥ 1.2m
令 120 条	直通階段までの歩行距離	窓その他の開口部を有しない居室 (準耐火構造) → 30m 法別表第一 (2) (4) 以外の居室 (準耐火構造) → 50m ※居室、廊下、階段の内装を準不燃とした場合 +10m
令 121 条	2 以上の直通階段	避難階の直上階における居室の床面積の合計 > 200 m ² に該当 →準耐火構造以上なので 400 m ² に読み替え
令 121-3	2 方向避難	歩行経路の重複部分 ≤ 歩行距離 / 2
令 122 条	避難階段 特別避難階段	適用なし
令 125 条の 1 令 125 条の 2	屋外への出入口	避難階における階段から屋外への出口までの歩行距離 = 令 120 条 (直通階段に至る距離) と同じ 避難階における居室の各部分から屋外への出口までの歩行距離 = 令 120 条の 2 倍 屋内から鍵を用いなくて解錠できること
令 126 条	屋上広場等	屋上広場又は 2 階以上にあるバルコニー 階段の踊り場 吹き抜けに面した廊下 →高さ ≥ 1.1m の手すり壁・柵・金網等を設置
令 126 条の 2	排煙設備	特殊建築物のうち、別表 1 (い) の (1) ~ (4) の建築物延床 > 500 m ² → 設置する 建告 1436 号 4 号 (ロ) に適合すれば設置免除
令 126 条の 3	排煙設備の構造	床面積 500 m ² 以内ごとに防煙壁で区画 (設置免除される部分を除く) 区画された部分ごとに、それぞれ排煙口を設ける (防煙区画内の各部分の水平距離 ≤ 30m) 自然排煙設備または機械排煙設備

法令	項目	本規定における適用内容
令 126 条の 2 建告 1436	排煙設備の設置の免除	階段・昇降機の昇降路・防火区画されたダクトスペース・パイプスペース 非居室（四ハ（1）（2）） ・ 内装準不燃、かつ居室に面した開口部を防火区画しそのほかの開口には戸等を設けたもの ・ 100 m ² 以下の室で防煙区画にしたもの（別表 1（い）の建築物の主たる用途に供する部分で地階にあるものを除く） 居室（四ハ（3）（4）） ・ 100 m ² 以内ごとに防火区画され、内装準不燃としたもの ・ 100 m ² 以下で、仕上げ不燃材料、かつ下地不燃
令 126 条の 4	非常用照明	設置義務のある部分 ・ 特殊建築物の居室・避難経路となる廊下・階段→適用 ・ 階数 ≥ 3 、かつ、延べ面積 > 500 m ² の建築物→適用なし ・ 延べ面積 > 1000 m ² の建築物→適用 ・ 無窓の居室→適用
令 125 条の 6・7	非常用進入口	高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の各階に非常用進入口又は代替進入口の設置 →適用なし
令 128 条 -3-2 令 128 条 -4-1 ~ 3 令 129 条 -1 ~ 6	内装制限	128 条の 4（特殊建築物の内装制限）：適用なし 飲食・物販 ≥ 500 m ² であれば適用 128 条の 5-4（一定以上の規模の内装制限）：階数が 2 で延べ ≥ 1000 m ² なので適用 →居室の壁・天井を難燃、廊下と通路の壁・天井を準不燃 128 条の 5-5（無窓居室の内装制限）：無窓居室は以下のいずれか（天井高 < 6 m） ・ 床面積 ≥ 50 m ² で、窓その他の開口部の開放できる部分の面積の合計 $<$ 床面積の 1/50 ・ 室温調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室 →適用、居室及び通路の仕上げを準不燃
令 127 条	敷地内の通路	特殊建築物→適用 中高層建築物（階数 ≥ 3 ）→適用なし 無窓居室を有する建築物→適用 大規模建築物（延べ面積 > 1000 m ² ）→適用 →幅員 ≥ 1.5 m とする （避難階の出口及び屋外避難階段から道路に通じる部分に位置）

※「令」は建築基準法施行令、「建告」は建設省告示が関連するもの

消防法		
法令	項目	本規定における適用内容
別表第一	防火対象物	(8) 図書館・博物館・美術館 その他これらに属するもの
令10条1項-3	消火器具	消火器または簡易消火用具を設置
令11条1項-2	屋内消火栓	屋内消火栓を設置 ※主要構造部を耐火構造にし、室内の壁・天井仕上げを難燃材料にした場合は700㎡×3=2100㎡まで設置個数を緩和
令11条3項		屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から1のホース接続口までの水平距離が25m以下となるように設けること
令19条	屋外消火栓	耐火建築物で延床面積9000㎡未満の場合、適用なし
令20条1、2項	動力消防ポンプ設備	令11条第1項-2に掲げる建築物 延べ面積が700㎡以上に設置、ただし、屋内消火栓、スプリンクラー、不活性ガス消化等を設置してある場合は設置しない
令21条1項-4	自動火災報知器	別表(8)の防火対象物で延べ面積500㎡以上のため、自動火災報知設備を設置
令22条1項-4	漏電火災報知器	別表(8)の防火対象物で延べ面積500㎡以上のため、漏電火災報知器を設置
令23条1項-3	消防機関へ通報する火災報知器	別表(8)の防火対象物かつ延べ面積1000㎡以上のため、漏電火災報知器を設置
令24条1項	非常警報器具	別表(8)の防火対象物であるため、非常警報器具は設置不要
令24条2項-2	非常ベル・自動式サイレン又は放送設備	別表(8)の防火対象物で、収容人数が50人以上の場合、設置
令25条1項-3	避難器具	別表(8)の防火対象物で2階収容人数50人以上の場合は必要になるが、主要構造部が耐火構造のため設置不要
令26条1項-1・2	避難口誘導灯 通路誘導灯	別表(8)の防火対象物で、地階・無窓階・11階以上の部分がないため、設置不要
令26条4項	誘導標識	別表(8)の防火対象物のため、誘導標識を設置
令27条	消防用水	別表(8)の防火対象物だが、敷地面積2万㎡未満かつ延べ床面積1万5000㎡未満のため、設置不要

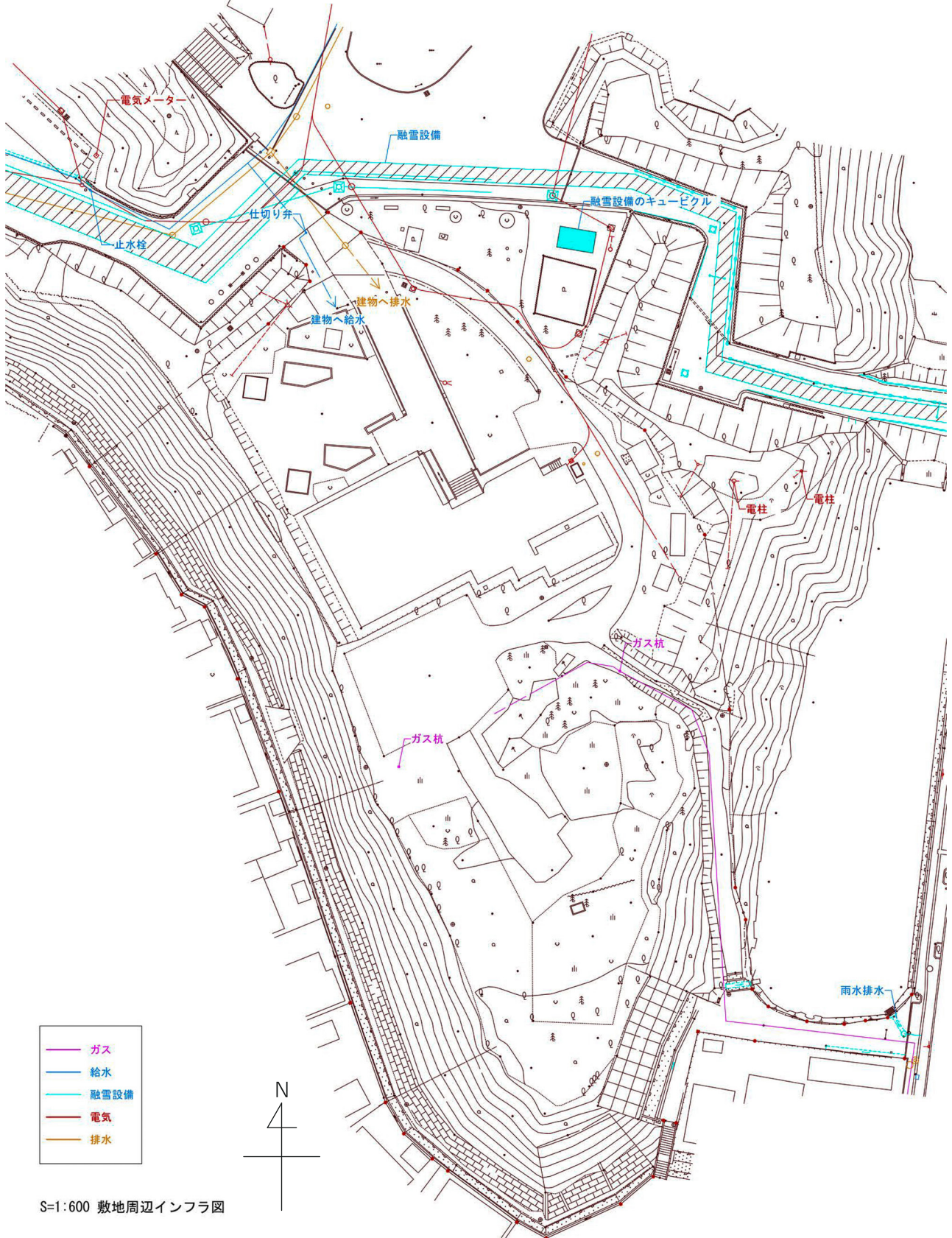
※収容人数は、計画通知提出までに算定が必要

※「令」は消防法施行令が関連するもの

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例		
法令	項目	本規定における適用内容
表一	条例対象施設	10 文化施設 図書館、公民館、博物館など すべてのもの
18 条 規則 6 条	整備基準	建築物の整備基準により計画 出入口の幅を 90 cm 以上 廊下幅は 140 cm 以上、施設の出入口まわりに視覚障害者用ブロックを設置 階段、両側に手すりを設ける。視覚障害者用ブロックを設置 エレベーター、かごの面積は 1.83 m ² 以上、出入口の幅は 80 cm 以上 便所、出入口の幅は 80 cm 以上、大きさは 200 cm × 200 cm 以上、オストメイト対応（車いす使用者が利用できる便所の設置）、一般用便所、手すりの設置、乳児用イスの設置、乳児用ベッドの設置 敷地内通路、幅員は 140 cm 以上、視覚障害者誘導用ブロックの設置、スロープ勾配 1/12 を超えない、手すりの設置 授乳及びおむつ替えの場所、1ヶ所設置 案内板の設置、大きく分かりやすい表示
規則 9 条		着工の 30 日前までに知事に協議が必要 計画通知と一緒に申請

(11) 建設地の現状およびインフラ整備状況

敷地周辺インフラ図



第7章

(12) 防災計画

地震・火災等の災害時における建物の安全性の確保を図りながら、施設利用者の安全に配慮した計画を以下に示します。なお、大災害時における避難対応等については、秋田市指定緊急避難場所である千秋公園内にあることを前提に計画することとします。

① 避難計画

・災害時における施設内での避難は、建築基準法および消防法に基づき、2方向への避難経路を確保します。

② 建物の耐火性能等

・建築基準法および消防法に基づき、躯体の耐火性能と内装仕上げ材等の防火性能を確保する計画とします。

③ 耐震計画

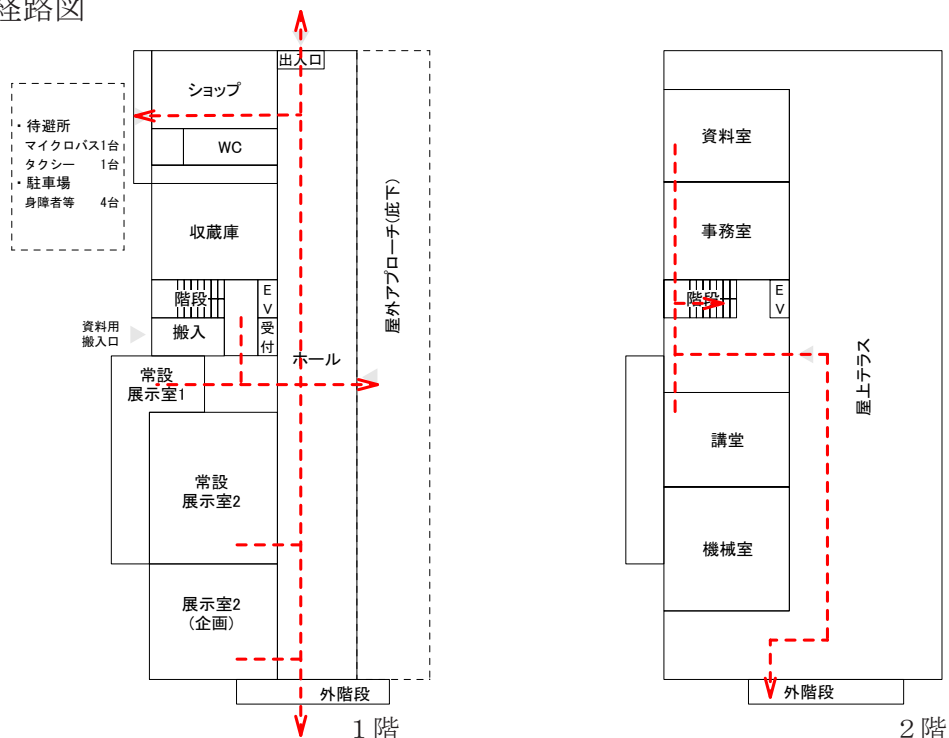
・耐震安全性については、人命の安全と収蔵資料、展示資料を守る観点からの計画とします。

・災害時の電源喪失時、収蔵庫・展示室の温湿度の維持は24時間程度を見込む計画とします。

・棚類は免震を考慮したものを計画します。

・収蔵庫・展示室は、耐震性の高いRC造とし、諸室間の壁を有効に利用することで十分なRC耐震壁を有する構造とします。これにより地震時に発生する建物の揺れを小さく抑えることが可能となり、収蔵品や展示物を安全に守ります。

避難経路図



(13) 概算事業費

本改築基本計画における施設計画および展示計画を基に、類似する博物館施設等の整備事業費を参考に、改築基本計画に基づく概算事業費を約26億円程度と見込みます。

なお、概算事業費については、改築基本計画段階の見込み額であり、詳細な設計を進めていく中で、精査・見直しが必要になるものです。

参考例

類似施設等における総事業費・延床面積		
施設名称	総事業費	延床面積
(市立) 松江歴史館	約39億円	約3,920 m ²
(区立) すみだ北斎美術館	約38億円	約3,280 m ²
(県立) 静岡県富士山世界遺産センター	約43億円	約3,600 m ²
平均	約40億円	約3,600 m ²
(市立) 佐竹史料館 (基本計画)	約26億円	約2,200 m ²

(14) 概算維持管理費

- ・構造計画 (本章 (7))、設備計画 (本章 (8))、省エネルギー計画およびライフサイクルコスト (LCC) 低減策 (本章 (9))、管理・運営計画 (第11章) および集客予測 (第13章1) の検討から、各種インフラに係る概算維持管理費を年間約2千万円程度と推定します。
- ・その上で、施設清掃、機械警備、設備の維持、環境保全等の経費が必要になりますが、今後の詳細な建築・展示設計と施設運営方法の検討を行うなかで算出します。

(15) 工程計画

工事種別ごと工程表

	工事種別	検討委員会	設計	工事	発掘調査	事務機能移転 収蔵品搬出		
令和2年度	4月							
	5月		基本 的 な 考 え 方 策 定					
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
令和3年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月		基本 計 画	測 地 量 調 査				
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
4月								
令和4年度	4月							
	5月				基本 設 計			
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
令和5年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	令和6年度	3月						
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
令和7年度		2月						
	3月							
	4月							
	5月							
	6月							

2 施設に求められる機能、性能

(1) 移動空間

- ・建物を中心に歩行者の動線と車両の動線を区別するとともに、メインとなる建物出入口は、芸術文化ゾーン内の周遊性や、中土橋・大坂側と大手門通り・黒門側相互のアクセスに配慮し、建物東側中央部とし、北側・南側にも出入口を設置します。
- ・また、建物西側にも障がいのある方や高齢者に配慮した出入口を設置し、駐車、駐輪スペースから建物の内部にスムーズに移動ができる動線を確保します。
- ・建物の内部は、エレベーターを設置するほか、休憩スペースを適切に設けるとともに、機能的な諸室の配置によって段差や勾配の少ないフロアーとします。

(2) 行為空間

- ・ホール内は、建物出入口から視認性がよい場所に総合案内を配置するほか、ギャラリーウォールや、ボランティアガイドの受付スペースを設けるなど、情報発信の場としても活用します。
- ・総合案内は、建物東側中央部の出入口（メインエントランス）付近とし、館内のホールのどこからでも視認できるように設置します。

(3) 情報

- ・文字の大きさに配慮するなど、誰にでもわかりやすい案内表示とするほか、外国語の併記も考慮したサイン計画とします。
- ・視覚に障がいのある方を考慮した触知情報、音声・音響情報の提供を検討します。
- ・聴覚に障がいのある方の誘導は、文字情報を基本とします。

(4) 光環境、音環境、熱環境

- ・建物の特徴となる大型の庇によって、屋外のアプローチや屋上のテラスを開放的な空間とするとともに、自然光を有効に取り入れた屋内ホールや、重要文化財など貴重な資料の展示にふさわしい環境を整備します。

(5) セキュリティ環境

- ・館内の防犯体制を強化するため、監視カメラ等を整備するとともに、監視設備を事務室内に設置します。
- ・管理部門のセキュリティを確保するため、ICカード等による入退室管理システムを導入します。

(6) 防災環境

- ・館内の各種設備の稼働状況を監視するための監視設備を事務室内に設置し、防災面、保安面の一元管理を行います。

3 部門に必要な規模の考え方

(1) 展示部門（展示室等）

- ・常設展示室と企画展示室の柔軟性をもった区分け可能な展示室を整備します。
- ・刀剣・甲冑などに適した個別鑑賞できる展示ケースの設置や展示更新などができる余裕のある展示室を整備します。
- ・多様な企画展に対応できる企画展示室を整備します。
- ・ホールの一部をギャラリーウォールとして活用します。

(2) 収蔵保管部門（収蔵庫、荷ほどき梱包スペース等）

- ・調査、収集、寄贈、寄託などによる資料の増加に対応できる収蔵庫を整備します。
- ・資料の適正な管理のため、検索、出し入れが容易な仕組みを構築します。
- ・借用資料の一時保管、荷ほどき、梱包などの作業が可能なスペースを確保します。

(3) 学習支援部門（講堂等）

- ・実物資料を用いた学習会などを開催することができる講堂を整備します。
- ・市民参加による古文書の解読の成果や、市民から寄せられた情報・資料を展示することができるスペースを設けます。

(4) 共用部門（ホール、ミュージアムショップ、廊下、階段等）

- ・休憩スペースのほか、ギャラリーウォールやボランティアガイドの受付スペースとなるホールを整備します。

(5) 調査・研究部門（資料室等）

- ・古文書の解読、翻刻など調査・研究を行うための文献資料等の保管、閲覧・簡易作業スペースを確保した資料室を整備します。

(6) 管理・運営部門（事務室、学芸員室等）

- ・専門的な人材を安定的に確保・育成し、調査・研究の継続や、収蔵資料の保存と公開活用を推進します。
- ・久保田城跡御隅櫓、御物頭御番所のほか、関連の深い旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園、旧黒澤家住宅との一体的な管理・運営を行います。

(7) 設備部門（機械室等）

- ・重要文化財等の公開承認施設の基準を念頭におき、収蔵資料・寄託資料の保存に限らず、貴重な資料の借用展示に必要な十分な設備設置を計画します。

第8章 展示計画

第8章 展示計画

1 展示の基本方針

- ・久保田城跡・千秋公園全体で歴史に触れ、学び、楽しむことができる拠点としての展示
- ・「芸術文化ゾーン」における「歴史・学び」の機能を持ち、ゾーン内の各施設と連携した歴史観光推進の拠点としての展示

(1) 展示の現状

ア 秋田市における歴史に関する展示機能を持つ施設の状況

秋田市では、歴史に関する展示機能を持つ施設（博物館類似施設も含む。以下「歴史博物館等」という。）は、現在、秋田県全域を対象とした総合博物館である「秋田県立博物館」に加え、先史、古代など時代を特定し、また、個別の史跡・遺跡群、外町、湊町などの対象地域を特定した展示機能を持つ施設が複数整備されています。

これらの施設が、連携し、点在する史跡や文化財とあわせて巡ることで、まち全体で歴史に触れ、学び楽しむことができるよう、佐竹史料館の改築も、このような施設の状況を踏まえて検討する必要があります。

イ 佐竹史料館の立地状況

秋田市では、現在、広小路・仲小路からエリアなかいちを経て、中土橋、千秋公園に至るエリアを「芸術文化ゾーン」として、「千秋公園をバックグラウンドとした魅力ある芸術文化の香り高い空間の創造」を目指しています。

「芸術文化ゾーン」においては、既存施設に加え、秋田市文化創造館（令和3年3月21日開館）、あきた芸術劇場等、新たな文化施設の整備・集積を進め、それらの施設の主な役割を「芸術鑑賞」、「文化創造・市民活動」、「歴史・学び」に分類し、各施設の活用、連携により、市民が日常的に集い、活動し、暮らしの豊かさを実感できる場として充実させることをコンセプトにしています。

佐竹史料館は、歴史をテーマとした博物館機能を基本に、「芸術文化ゾーン」内の各施設と連携し、「歴史・学び」の機能を担うとともに、千秋公園への主たるアクセスルートである、中土橋側、黒門側双方からの合流点にあり、千秋公園および佐竹小路等を通じた羽州街道周遊等を楽しむ歴史観光の推進の起点となる場所に位置しています。

ウ 展示の状況

佐竹史料館では、現在、2室、合計269㎡の展示室を有し、館所蔵3,425点の資料を中心に年3～4回の企画展を開催しています。借用資料の展示は、限定的な状況です。

展示内容は、企画展のテーマに基づく実物資料が中心であり、佐竹氏の歴史等の全体解説は、久保田城御隅櫓も含め数枚のパネル展示により行っています。

(2) 展示の対象

佐竹氏、秋田藩の歴史を対象とし、年代は、秋田藩主時代に限定せず、佐竹氏の起源から明治維新および明治初期まで、地域は、秋田市、秋田藩領内に限定せず、佐竹氏の歴史を理解するために必要な全国の関連地域を含むものとします。

(3) 展示の目的

ア 歴史・郷土学習の充実

刀剣、甲冑、馬具など佐竹氏ゆかりの優れた美術品の鑑賞、当時の様子を伝える歴史資料、パネル、映像、ジオラマ等を活かした充実した解説などを通じ、佐竹氏に関係する歴史を詳しく、楽しく学ぶことができる郷土学習に資する展示とします。

イ 調査研究・ネットワークづくり

学芸員による調査研究に基づく企画展を開催するとともに、資料借用、情報交換などを通じ、全国の博物館等、研究者とのネットワークを築き、歴史研究拠点としての佐竹史料館の機能強化に資する展示とします。

ウ 市民の学習意欲の向上

市民参加による古文書の解説などを進め、その成果や、市民から寄せられた情報や資料を企画展等で紹介するなど、市民の歴史への関心を高め、学習意欲の向上に資する展示とします。

エ 観光振興、にぎわいづくり

充実した常設展示に加え、借用資料等を有効に活用し、魅力ある企画展を開催することにより、何度でも訪れたい、遠隔地からも訪れたいという来館意欲を高めるとともに、千秋公園や、城下町・羽州街道周遊の起点として、歴史観光振興やにぎわいづくりに資する展示とします。

(4) 展示の視点

ア 佐竹氏の歴史を通じ秋田の歴史を学ぶ

現在の秋田市は、佐竹氏が築いた久保田城・城下町を基盤とし、街道や湊の整備、新田開発など、城下町の周辺および郊外においても祭りや生活文化も含めて佐竹氏および藩の歴史が色濃く残されています。

佐竹氏の歴史を通じ、秋田の歴史を、藩主や藩士のみならず、秋田に生きた民衆の歴史も含め多角的に学べる展示とします。

イ 佐竹氏の歴史を通じ日本の歴史を学ぶ

佐竹氏は、最も古い歴史を持つ近世大名であり、源平合戦、南北朝時代、戦国時代、織豊時代から関ヶ原の合戦、そして明治維新・戊辰戦争において日本の歴史に深く関与した一族であります。

佐竹氏の歴史を通じ、日本の歴史を俯瞰できる展示とします。

ウ 佐竹氏の歴史を通じ様々な地域の歴史を学ぶ

佐竹氏の祖、新羅三郎義光は、平安時代、後三年合戦（後三年の役）で現在の秋田県南・金沢柵での戦いに参加しています。また、義光の子孫が常陸に定住し佐竹を名乗り、戦国時代には、小田原北条氏や伊達氏との抗争、藩政期においても、有力大名との婚姻、交流や江戸における秋田蘭画など、様々な地域との関わりを持っています。

佐竹氏の歴史を通じ、様々な地域の歴史を学べる展示とします。

エ 佐竹氏ゆかりの文化遺産を鑑賞する

甲冑、刀剣、馬具、調度品など、貴重な歴史資料であるとともに、美術工芸品としての評価が高い佐竹氏ゆかりの文化遺産の魅力をしつかりと伝えることができる設備等を整え、鑑賞できる展示とします。

オ 研究成果を活かし今後の研究につなげる

秋田市史や文化財調査報告書等、個人・団体を問わず、長年にわたり積み重ねられてきた研究成果を活かすとともに、これからの新たな研究成果を常設展の展示替え、企画展等に適切に反映させることにより、これまでの研究成果を活かし、今後の研究につながる展示とします。

(5) 展示の構成

ア 基本的な考え方

佐竹史料館をホール、講堂、トイレなど無料エリアと、常設展示室、企画展示室などの有料エリアに分けます。

展示の構成に当たっては、常設・企画展示室に限定せず、無料エリアのホール、久保田城御隅櫓をはじめとした千秋公園、近隣の文化施設および旧黒澤家住宅、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園をはじめとした市内佐竹氏関係文化財等との連携を踏まえ検討します。

イ 常設展示

- ・佐竹氏の歴史の全体像を紹介することを目的に、全体の展示ストーリーに基づき、いくつかのテーマを設定します。
- ・パネル、映像、ジオラマ等模型、実物資料等で各テーマごとにユニットを作り、順路に従って観覧することにより佐竹氏の歴史の全体像を見ることができる構成とします。

- ・各テーマにおける実物展示の展示ケースは、資料の展示替えを容易に行うことができる構造とし、常設展示であっても実物資料については、借用資料も含め、適宜展示替えを行い、展示資料への負荷の軽減とリピーターの確保につなげます。
- ・展示室については、壁面利用に加え、独立した展示ケースを設置し、甲冑、刀剣などを全ての角度から鑑賞できるようにします。

ウ 企画展示

- ・様々なテーマに対応するとともに、常設展示との連携を踏まえ、自由な展示レイアウトが可能な配置、設備を備えます。
- ・借用資料を中心とした企画展のみならず、収蔵資料、新規収蔵資料、新たな調査研究成果の紹介など柔軟な展示が可能な展示室とします。

エ ホール

- ・佐竹史料館来館者のみならず、千秋公園来園者の自由な休憩スペースとして、千秋公園のガイダンス、市内の史跡等の紹介、他施設・団体と連携した情報発信を行います。
- ・ボランティアガイド等の活動拠点として千秋公園の案内サービスを提供します。

オ その他文化財等関連施設

- ・近隣の秋田市文化創造館（旧秋田県立美術館）において、スタジオA1の「秋田の行事」を展示していた巨大な壁を活用し、佐竹史料館収蔵資料の画像を映すデジタル展示などを企画します。
- ・旧黒澤家住宅、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園などで、佐竹史料館所蔵資料を活用した、出張展示などを企画します。

2 常設展示

(1) 常設展示のテーマ

No.	タイトル	内容
1	佐竹義宣の転封と築城・城下町建設	関ヶ原の合戦から秋田への国替えと新城・城下町の建設等
2	佐竹氏について	佐竹氏の起源や常陸時代の佐竹氏等
3	歴代藩主と主な出来事	12代の藩主と各時代の主な出来事を紹介
4	藩体制と家臣団	藩の制度や家臣団など政治史の観点で紹介
5	秋田藩の産業振興	新田開発、鉱山・林業経営、北前船、羽州街道などを紹介
6	佐竹氏ゆかりの文化と城下町の暮らし	城下町の構造、町人の生活、祭り、芸能や著名な文化人、芸術家などを紹介
7	幕末と明治維新	戊辰戦争から明治維新後の歴史を紹介
8	佐竹氏歴史めぐり	佐竹氏ゆかりの史跡・名所などを紹介

(2) テーマの具体的内容

各テーマごとの構成内容、展示資料の候補は以下のとおりです。

これらの内容を常設展示における実物展示、ジオラマ、パネル、映像などに加え、企画展示や佐竹史料館の刊行物などを適宜組み合わせ、効果的に紹介していきます。

No. タイトル	1 佐竹義宣の転封と築城・城下町建設
概要	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示のプロローグとして、「佐竹氏と秋田」のはじまりである、佐竹義宣の転封、神明山（現千秋公園）への新城築城、城下町の建設等に関する展示を行う。
主な構成内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 常陸からの転封 <ol style="list-style-type: none"> ① 常陸の状況と転封の経緯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転封前の佐竹氏石高、居城などを解説 ・ 転封に至った経緯、秋田入りまでの経過を解説 ② 秋田入り <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸説ある秋田入りのルートを地図などで解説 ・ 御機嫌坂など様々な伝承を紹介 ・ 湊城の大規模改修の記録などから入城時の湊城を紹介 2 転封時の秋田 <ol style="list-style-type: none"> ① 秋田六郡の旧領主 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地図などで秋田氏、小野寺氏など旧領主と領地を紹介 ② 中世の秋田市の遺跡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後城遺跡、下夕野遺跡などの資料から、転封時の秋田の様子を紹介 3 秋田市の原型 <ol style="list-style-type: none"> ① 築城・城下町の建設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新城地・神明山の歴史や築城地の選定に関する経緯などを紹介 ・ 絵図などにより、城、城下町の構造を旭川の堀割、内町と外町等について解説 ・ 城跡、城下町から出土した資料を紹介、解説 ※ジオラマによる復元を検討 ② 城、城下町の名称 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絵図や文献資料を通じ、窪田、久保田、秋田など城や城下町を解説

No. タイトル	2 佐竹氏について
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐竹氏の起源から、秋田転封までの佐竹氏の歴史について、日本史のなかの佐竹氏、他地域との関係を含め解説、紹介する。 ・ 年代順の展示を基本とする。
主な構成内容	<p>1 佐竹氏とは</p> <p>① 佐竹氏の起源と系譜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年表・系図などにより、佐竹氏の起源や清和源氏の流れを同じくする、足利尊氏、新田義貞、武田信玄などを紹介 ・ 文書資料を通じ、歴代藩主が「源」姓で署名していることを紹介 <p>② 新羅三郎義光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清和源氏一門のなかの佐竹氏の祖である新羅三郎義光について、兄・義家とあわせ、肖像画、後三年合戦（後三年の役）関連資料などで紹介 <p>③ 苗字・佐竹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名（苗）字の佐竹の由来となった常陸国佐都西郡佐竹郷（現常陸太田市）と佐竹氏との関係を常陸国地絵図などにより紹介 <p>④ 常陸での佐竹氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常陸時代の佐竹氏の歴史を年表、地図、史跡写真などで紹介 ・ 常陸時代の佐竹氏の一門について、系図や、東、南、北家の由来や分家の家紋が入った調度品などにより紹介 <p>⑤ 戦国時代の佐竹氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北条氏、伊達氏などとの合戦について、年表、地図、史跡写真などで紹介 ・ 常陸国内の領地、居城について、地図、史跡写真などで紹介 ・ 佐竹義宣の父、義重について、具足などにより紹介

No. タイトル	3 歴代藩主と主な出来事
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初代藩主 義宣から 12 代藩主 義堯まで、歴代藩主のプロフィールとそれぞれの時代の主な出来事を年代順の展示を基本に紹介する。 ・ 甲冑、文書、肖像画など歴代藩主ゆかりの実物・レプリカ資料を展示する。 ・ 初代藩主 義宣はテーマ 1、12 代藩主義堯はテーマ 7 で展示、紹介する。
主な構成内容	<p>1 初代藩主 佐竹義宣</p> <p>① プロフィール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肖像画（借用又はレプリカ）とあわせプロフィールを紹介 ・ 書状などゆかりの実物資料を展示 <p>② 主な出来事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊臣政権下における交友関係等を解説 ・ 伏見城、大坂城、名護屋城などゆかりの史跡等を解説 ・ 石田三成との関係、関ヶ原の合戦等を解説 <p>2 歴代藩主の時代</p> <p>① プロフィール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肖像画（借用又はレプリカ）とあわせプロフィールを紹介 ・ 書状などゆかりの実物資料を展示 <p>② 主な出来事（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 代藩主 義隆 領地石高の確定 ・ 3 代藩主 義処 秋田新田藩設置 古文書の編纂 ・ 4 代藩主 義格 地震と大火 阿仁銅山の経営 ・ 5 代藩主 義峯 秋田鑄銭座の設置 秋田藩 ・ 6 代藩主 義真 18 歳で藩主 在位 4 年 ・ 7 代藩主 義明 銀札騒動 ・ 8 代藩主 義敦 秋田蘭画 ・ 9 代藩主 義和 藩政改革 藩校明德館 ・ 10 代藩主 義厚 異国船対策 天保の飢饉 ・ 11 代藩主 義睦 蝦夷地の警備 ・ 12 代藩主 義堯 最後の藩主

No. タイトル	4 藩体制と家臣団
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藩政を通じ、秋田藩の歴史・社会をより深く理解するため、藩体制と家臣団を特定テーマ別展示により紹介する。 ・ 藩の文書や藩士の日記などの文献資料や御物頭御番所、旧黒澤家住宅などの建造物から、読み解ける内容を解説、紹介する。 ・ 秋田市域のみならず、秋田領内、藩の組織、施設の全体像を紹介する。 ・ 書状、用具など、藩の業務を具体的にイメージできる実物資料展示を行う。
主な構成内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 領内経営 <ol style="list-style-type: none"> ① 城と所預 <ul style="list-style-type: none"> ・ 領内の拠点としての城、所預の場所、概要を制度の解説や地図、史跡写真などで紹介 ② 軍団駐留と藩施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 領内の軍団駐留地や藩施設について、場所、概要等を制度の解説や地図、史跡写真、関連資料の展示などで紹介 2 家臣団 <ol style="list-style-type: none"> ① 家臣団の組織、構成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家臣団の構成を解説、関連資料の展示などで紹介 ・ 屋敷に藩士名が記載されている絵図と藩士を対比して紹介 ② 藩士の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藩士の業務について、各奉行、藩施設の所掌についての解説や、業務に用いた用具の展示などで紹介 ・ 城内に唯一残る、御物頭御番所の紹介とあわせ、番所の業務などについて紹介 ③ 渋江家と梅津家 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田藩の家老であった渋江家、梅津家についての解説、関連資料の展示により紹介 ・ 梅津政景日記、渋江和光日記の記載から、家老の業務や日常生活などを紹介 ・ 渋江田法、梅津家よる仁井田の新田開発などを紹介し、テーマ5「秋田藩の産業振興」につなげる。 3 武家の文化 <ol style="list-style-type: none"> ① 武家の日常生活 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧黒澤家住宅の内部構造の紹介や調度品などの展示を通じ武家の衣食住を紹介

No. タイトル	5 秋田藩の産業振興
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業を通じ、秋田藩の歴史や社会、人々の生活をより深く理解するため、秋田藩の産業振興を特定テーマ別の展示により紹介する。 ・ 農業、商業、交通、鉱業・林業に分類するとともに、新田開発、家督、羽州街道、北前船などにスポットをあてて解説、紹介する。
主な構成内容	<p>1 農業～新田開発～</p> <p>① 石高と農政について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幕藩制度における石高について解説するとともに、主な大名との比較などを図化、紹介 <p>② 新田開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藩政期を通じた新田開発について解説するとともに、検地測量図、検地竿などの実物資料を展示 ・ 領内の新田開発の事例を紹介 <p>2 商業～外町と家督～</p> <p>① 外町のあらし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外町間数絵図（レプリカ・写真）などを用いて、外町のあらしを紹介 <p>② 家督について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家督制度について解説するとともに、外町の諸職、業種ごとの店舗数などを紹介 <p>3 交通～羽州街道と北前船～</p> <p>① 羽州街道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 羽州街道の概要、ルート、宿場、一里塚等を地図、写真などで紹介 ・ 伝馬制など藩の街道管理の制度や参勤交代について解説 ・ 秋田街道絵巻、足栗毛などの資料（パネル等）、古写真などを活用し街道の景観を紹介 ・ 菅江真澄、イザベラバードなど羽州街道を歩いた人物やその足跡、街道の描写を紹介 <p>② 北前船</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海西廻航路や北前船の概要について地図などにより解説 ・ 湊（土崎）のまちのつくりについて、秋田街道絵巻や地図などを用いて解説 ・ 芸能や笏谷石など北前船がもたらした文物について紹介

	<p>4 鉱業・林業</p> <p>① 鉱山開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿仁や院内など、領内の鉱山について地図や現状の写真などを用いて紹介 ・ 鉱山での作業図などの実物資料を展示 <p>② 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藩の山林経営や植林について解説 ・ 林業に関わる実物資料を展示
--	--



展示室内は、実物資料のほか、ジオラマによる当時の久保田城と城下町の再現や、デジタル技術を活用した映像・音声による資料などにより、楽しくわかりやすい展示とします。



様々な角度から甲冑や刀剣などを鑑賞することができる独立した展示ケースや、秋田の文化遺産の魅力を十分に感じられる照明設備などを整備します。

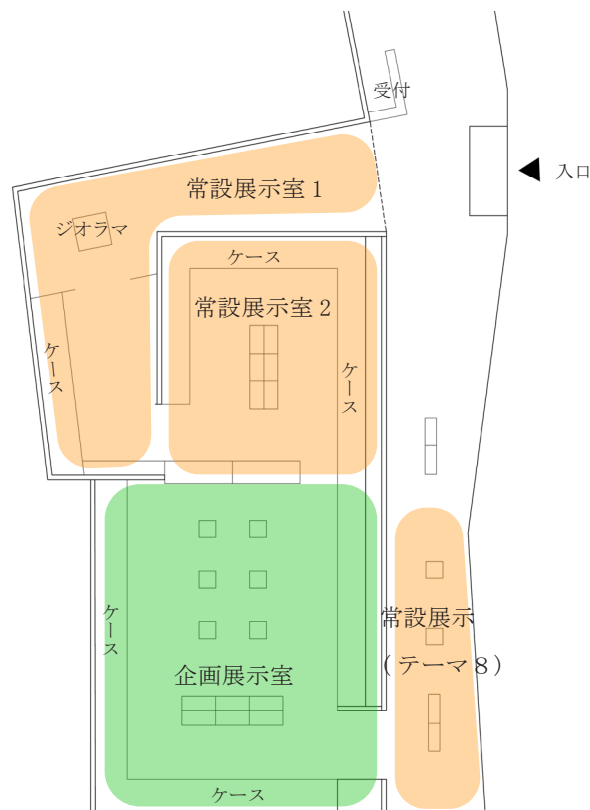
No. タイトル	6 佐竹氏ゆかりの文化と城下町の暮らし
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化を通じ、秋田藩の歴史や社会、人々の生活をより深く理解するため、佐竹氏ゆかりの文化と城下町の暮らしを特定テーマ別の展示により紹介する。 ・ 佐竹本三十六歌仙など、実物展示が困難な資料についても様々な手法により紹介する。
主な構成内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐竹史を彩る文化遺産 <ol style="list-style-type: none"> ① 佐竹本三十六歌仙 <ul style="list-style-type: none"> ・ 模写本等により、佐竹本三十六歌仙を紹介 2 江戸に咲いた秋田の文化 <ol style="list-style-type: none"> ① 秋田藩江戸屋敷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田藩江戸屋敷について、絵図等（レプリカ、写真）で紹介し、朋誠堂喜三二の黄表紙本など江戸を舞台にした秋田藩ゆかりの文化を解説 ② 秋田蘭画 <ul style="list-style-type: none"> ・ レプリカ、写真パネルなどを含め、秋田蘭画を紹介 3 秋田藩の文教政策 <ol style="list-style-type: none"> ① 藩校明德館と学問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藩校明德館について解説するとともに発掘資料などを紹介 ・ 秋田藩ゆかりの学者、藩内の私塾などを紹介 ② 菅江真澄の地誌 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐竹義和の依頼により行った菅江真澄の地誌について紹介 4 文人墨客と名所 <ol style="list-style-type: none"> ① 文人墨客 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉川五明など、藩ゆかりの文人墨客を解説するとともに短冊など実物資料を展示 ② 名所めぐり <ul style="list-style-type: none"> ・ 文人墨客が、作品を競った、秋田八景、十二景などを紹介 5 城下町の暮らしと年中行事 <ol style="list-style-type: none"> ① 町の暮らし <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧松倉家住宅、旧金子家住宅の構造の紹介や生活用具などの展示を通じ、町の暮らしを紹介 ② 藩制度と町内の自治 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各旧町に残されている町文書を通じ、藩と町の関係や、町内における役職、自治、ルール、トラブル解決の事例等を解説

	<p>③ 祭りと年中行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田風俗絵巻や風俗問状答などを活用し、城下町の祭りや年中行事、民間信仰などを紹介
No. タイトル	7 幕末と明治維新
概要	・ 幕藩体制、近世社会の終焉である幕末と明治維新において佐竹氏、秋田藩、秋田がどのように関わったかを紹介する。
主な構成内容	<p>1 幕末と明治維新</p> <p>① 明治維新まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幕末の動乱から明治維新までの経過を年表などで、秋田の動き、全国の動きを対比させ、紹介、解説 ・ 幕末において大きな役割を果たした秋田藩の人物を紹介 <p>② 戊辰戦争</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田藩内における戊辰戦争の経過を年表、地図等により解説 ・ 全良寺や葉隠墓苑などの関連史跡、長浜、椿台等の古戦場などを紹介 ・ 戊辰戦争に使用された武器などの実物資料を展示 <p>③ 明治の秋田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治維新後の主な出来事を年表などで解説するとともに地図、古写真などにより明治の秋田を紹介
No. タイトル	8 佐竹氏歴史めぐり
概要	・ 佐竹史料館を起点として、来館者の佐竹史を通じた学習、体験活動がより充実するよう、関連史跡・文化財、施設等を市内地図に表示し紹介する。
主な構成内容	<p>1 紹介する史跡・文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧黒澤家住宅・旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園 ・ 天徳寺・旧金子家住宅・旧松倉家住宅・菅江真澄の墓 ・ 平田篤胤の墓、白馬寺など手形の史跡、文化財等 <p>2 紹介する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県立博物館・赤れんが郷土館・民俗芸能伝承館 ・ 土崎みなと歴史伝承館・秋田城跡歴史資料館等

3 展示室レイアウト

- ・展示室は、建物の南側に配置し、建物本体の出入口を中央から北側に設置することで、来館者の出入等による外気の影響等を抑えます。
- ・展示室への動線は、中央入口から受付、常設展示室1→常設展示室2→企画展示室とします。また、常設展示室1から常設展示室2を通らずに企画展示室に入れる動線を確保します。
- ・常設展示室1では、「テーマ1 佐竹義宣の転封と築城・城下町建設」の展示を行い、ジオラマ等を活用し、全体のプロローグとします。展示の一端がホールや受付からも視認できるよう配置し、来館者の期待を高めるレイアウトとします。
- ・常設展示室2では、「テーマ2」から「テーマ8」までの7つのコーナーをスムーズに観覧できるよう配置します。「テーマ8」は、適宜、ホールのギャラリーウォールへの展示も検討します。
- ・企画展示室は、常設展示室との連携も含め、多様な展示手法に柔軟に対応できるよう展示ケースや照明等の設備に配慮します。
- ・展示は、ジオラマ、映像、パネル等を効果的に駆使するとともに、実物展示は壁面や見下ろし型に加え、四方から鑑賞できるアイランド型の展示ケースも活用します。

■ レイアウトイメージ図



第9章 事業活動計画

第9章 事業活動計画

1 基本的な考え方

基本理念、久保田城跡・千秋公園と一体に「歴史を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくりの拠点となる施設」と目指す4つの施設像の実現のために、各種事業活動を実施します。

事業の実施に当たっては、「誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設」として、バリアフリー、海外の方も含め誰もがわかり楽しめる解説等に留意します。

2 個別の事業活動計画

(1) 展示事業

- ・「秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設」として、展示事業を実施します。
- ・実物資料に加え、映像、ジオラマ、パネル、AR・VRなどの展示手法を効果的に活用した常設展示と、借用資料の活用も含め、様々なテーマを掘り下げた企画展示を行います。
- ・常設展示においても、実物資料の展示替えを適宜実施することで展示内容の更新を図り、来館者にとって魅力的であり続けるように努めます。
- ・「誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設」として、バリアフリー、海外の方も含め誰もがわかり楽しめる解説等に留意します。

(2) 学習支援事業

- ・「市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設」として、市民、来館者が歴史を学び、楽しむことができるよう、ギャラリートーク、各種講座、ワークショップなどを開催します。

(3) 調査・研究事業

- ・「市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設」として、古文書解読、翻刻など市民協働により郷土の歴史の調査研究に取り組むとともに、その成果の蓄積、発信を行います。

(4) 収集保存事業

- ・「貴重な歴史遺産を後世に継承する施設」として、現在の所蔵資料のみならず、調査収集、市民等からの寄贈、寄託などを通じて貴重な歴史遺産の保存を図ります。

(5) ネットワーク事業

- ・「秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設」として、久保田城址歴史案内ボランティアの会などのボランティア団体と連携し、佐竹史料館や千秋公園、城下町等をより楽しめるようガイド機能の強化を図ります。
- ・市内の文化施設等を活用し、出前講座、出張鑑賞会などを開催します。
- ・全国の博物館等施設や歴史研究・愛好団体、佐竹氏等の歴史のつながりを有する地域などと連携し、企画展における資料の貸し借り、情報交換と発信、調査研究などを行います。

(6) 野外活動事業

- ・「貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、地域活性化に寄与する施設」として、散策会・史跡巡りなどを通じ、佐竹史料館を起点に、久保田城御隅櫓、御物頭御番所をはじめとした千秋公園・久保田城跡、さらには城下町や羽州街道などの歴史的魅力を楽しめる事業を実施します。
- ・秋田市文化創造館やあきた芸術劇場ミルハスといった現代の芸術文化施設と久保田城御隅櫓や御物頭御番所といった近世の歴史文化施設を結ぶ地点に位置するため、他施設の学芸員などと連携し、共通のテーマやコンセプトに基づいた展示や学習機会を企画することで千秋公園全体の魅力を高めることを目指します。
- ・「誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設」として、展示鑑賞や学習以外の目的でも気軽に利用することができる場所を目指します。売店やカフェ等の市民ニーズの高い施設について、民間活力の導入も視野に入れて施設整備・維持管理運営の実施を検討します。

第 10 章 情報システム計画

第10章 情報システム計画

1 基本的な考え方

展示や調査・研究、資料収集のみならず、第9章事業活動計画で定めた各種事業を通じて蓄積されたデータを適正に保存・管理し活用できる体制を整備します。

2 データの保存・管理

- ・所蔵資料に関するデータを台帳とリンクさせ、展示履歴なども含め容易に検索できるよう保存・管理します。
- ・企画展や学習講座などの事業内容および古文書の解読等をはじめとした各種調査・研究成果は、アーカイブとして容易に検索できるよう保存・管理します。
- ・文献資料や全国の博物館等施設、歴史研究・愛好団体、佐竹氏等の歴史のつながりを有する地域などから提供された資料は、資料室で保管するとともに、容易に検索できるよう管理します。

3 公開事業

- ・所蔵資料に関するデータなどは、ホームページ等で公開するとともに、アーカイブ資料についても、希望者に情報提供できるようにします。
- ・学芸職員をはじめとした職員の保存資料の検索、問い合わせ対応のスキル向上を図り、資料活用希望者に適切なサポートができる体制を作ります。
- ・展示資料をはじめ、資料の複写、発表に関する規制は必要最低限にとどめ、資料活用者による情報発信の強化を図ります。

第 11 章 管理・運営計画

第11章 管理・運営計画

1 基本方針

佐竹史料館は、これまで秋田市都市公園条例の規定に基づく有料公園施設として、市の「直営」で運営してきました。

改築後は、資料収集、保存・管理、調査・研究、展示、教育普及、観光・情報発信、にぎわい創出などの機能を備え、秋田藩主であった佐竹氏の歴史を通じて、秋田の歴史、日本の歴史、様々な地域の歴史を俯瞰するとともに、藩政期におけるまちづくりや産業振興などを楽しく学ぶことができる施設を目指します。

また、秋田市における最大の歴史的・文化遺産と言うべき久保田城跡・千秋公園を関連する歴史資料とともに一体的に保存・継承していくことで、歴史観光資源としての千秋公園の魅力を高め、観光振興・にぎわいづくりに資することを目的としています。

こうしたことから、中心市街地における芸術文化ゾーン内の他の文化施設との連携や、市内外の歴史関連施設、関係するボランティア団体との連携を強化した取組が重要となっていくことを踏まえ、改築後においては、佐竹史料館とともに、久保田城御隅櫓、御物頭御番所を千秋公園の歴史ゾーンにおける拠点となる施設と位置付け、市による「直営」を継続しながら、一体的に「公の施設（※1）」として管理・運営していくことを基本とします。

2 管理・運営組織

歴史をテーマとした博物館機能を基本とした施設では、市民等から、資料が寄贈、寄託されるケースもあり、施設運営に対する高い信頼感や公益性が求められます。

また、歴史資料の翻刻や、調査研究報告書等、長年にわたり積み重ねられてきた研究成果を活かしながら以降の研究につなげていくこと、研究の成果に基づく企画展の開催、資料の借用や情報交換などを通じた全国の研究者、博物館等とのネットワークを重視するなど、業務の内容は非常に専門性が高いものとなっています。

改築する佐竹史料館では、調査・研究の継続性や、安定した市民サービスの維持・向上などの観点から、専門的な知見を持った館長、学芸員などの適切な人材を安定的に確保・育成していく必要があるとともに、市民の財産である公的な資料を保持し、その活用についても促進していくという使命がある施設であることから、市による「直営」を基本とし、地方自治法第244条第1項の規定に基づく「公の施設（※1）」として管理・運営することが望ましいものです。

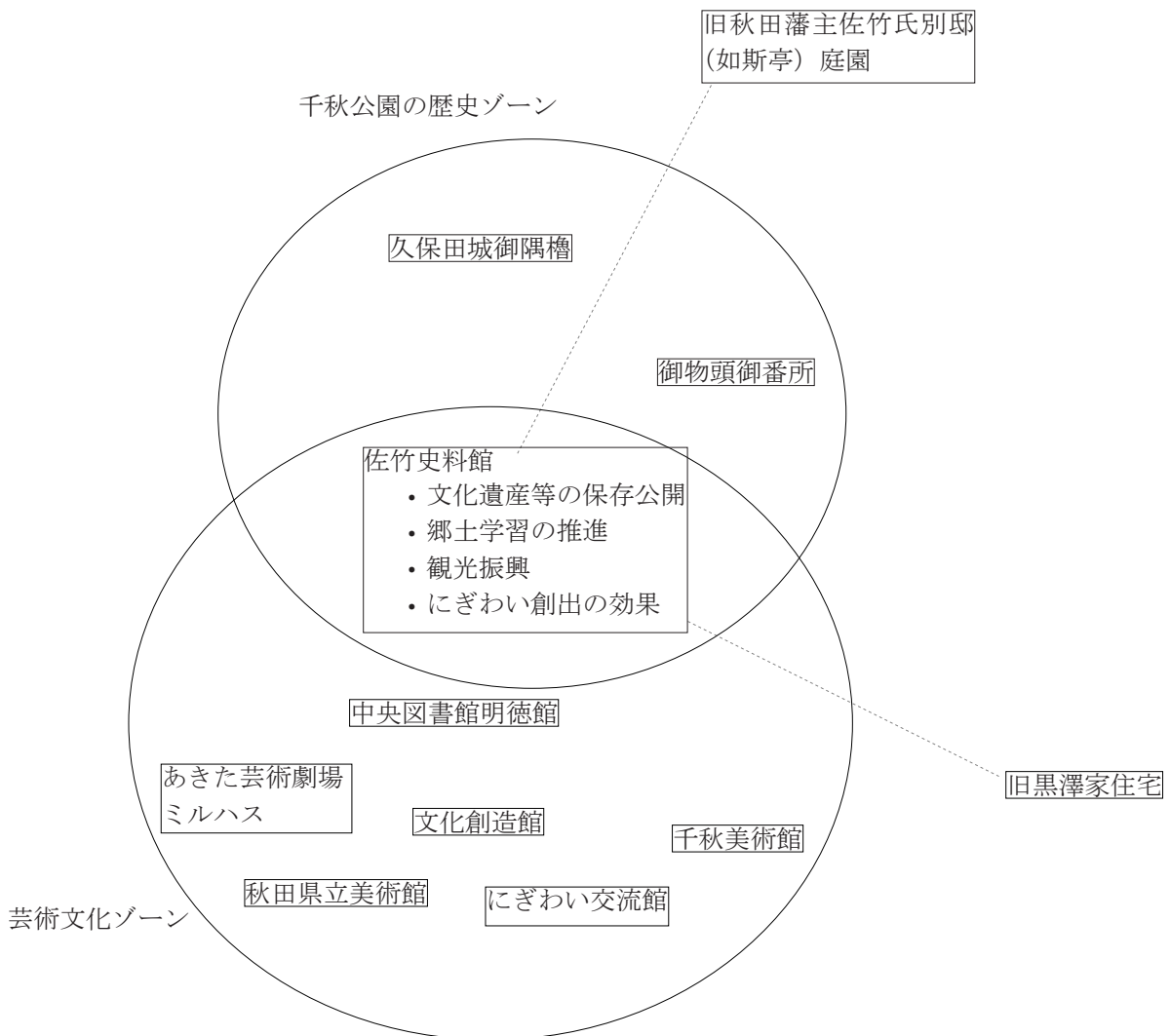
※1 「公の施設」：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

3 運営形態

管理機能については、千秋公園内の久保田城御隅櫓、御物頭御番所のほか、関係の深い施設である国指定名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園および国指定重要文化財旧黒澤家住宅の管理・運営を一体的に行っていくことが、秋田市における文化遺産等の保存・公開、郷土学習の推進、観光振興、にぎわい創出の拠点とする観点からも効果的・効率的であることから、改築する佐竹史料館に事務室を設け、施設相互の連携を強化していくことが望ましいと考えます。

4 組織体制

- ・運営の中核を担うチームは、佐竹氏の多岐にわたる業績の把握に加え、秋田市全般の歴史や文化に対する専門的な知識を有していることが望まれます。
- ・「秋田市文化創造館」「秋田市立中央図書館明德館」「あきた芸術劇場ミルハス」など、芸術文化ゾーンを形成する施設の中で「歴史・学び」における中心的な役割を果たすことが望まれており、近隣他施設とのコーディネート機能も果たしていきます。



第 12 章 事業スケジュール

第12章 事業スケジュール

開館までのスケジュールは以下のとおりです。設計や工事などのハード面と展示内容や情報システムなどのソフト面で綿密な連携を図りながら事業を進めていきます。

	令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度																			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
基本計画	調査・検討																																		
						計画書作成																													
設計						基本設計																													
											建築実施設計																								
											展示実施設計																								
工事	地質調査・測量																																		
						敷地整理																													
											解体工事																								
																入札																			
																建築工事																			
																					展示工事														
																					枯らし														
発掘調査					発掘調査①																														
															発掘調査②																				
															調査報告書作成																				
情報システム															要件定義																				
																				情報設計															
																				サイト構築															
																									検収期間										
広報																																			

第 13 章 分析調査等

第13章 分析調査等

1 集客予測

現状の佐竹史料館は、年間で、平均1万2千～1万5千人の入館者数となっております。千秋公園の年間来園者数は、平均30万人を超えていることから、千秋公園を訪れた方の5%程度に相当する入館者数であったこととなります。

また、今回実施した佐竹史料館定量調査では、佐竹史料館について、秋田にある芸術文化施設としての認知度が13%と、秋田県立美術館や、秋田市立千秋美術館、秋田県立博物館と比べ、著しく低い結果となっております。

こうしたことから、佐竹史料館の改築に当たっては、歴史をテーマとした博物館施設としての認知度を高めていく必要があるとともに、千秋公園の来園者にも興味を持っていただける施設としての整備が求められており、千秋公園の大坂、黒門、二の丸広場などからの視認性に優れ、展示の内容についても、常設展示であっても適宜、展示替えを行うほか、これまで展示することができなかった国宝・重要文化財などの借用による企画展を開催するなど、ハード、ソフト両面の魅力を一層高め、歴史愛好家のみならず様々な年齢層の方に楽しんでいただける施設として整備する予定です。

また、改築後の佐竹史料館によって、千秋公園、芸術文化ゾーンの動線を回廊状につなげ、周遊性を高めることによって、近隣のにぎわい交流館AU、秋田市文化創造館、あきた芸術劇場など、相互の施設の来訪者数増加の相乗効果が見込まれます。

加えて、館外での出張展示や出前講座の充実や、イベントなどの情報発信の継続、文化施設間の連携の強化や、学校教育における校外学習などに適した施設となることも視野に入れ、これまでの約3倍から4倍に相当する来館者数を目指す必要があると考えています。

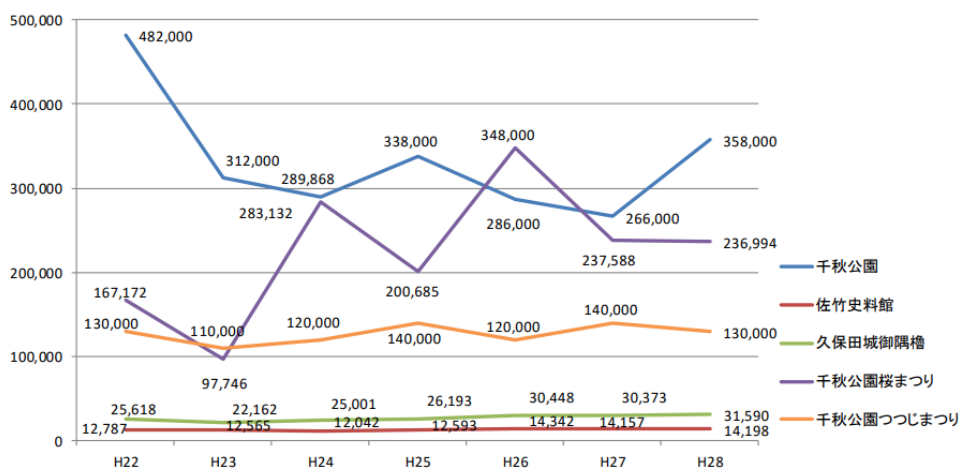


図 観光地点、行祭事・イベント入込客数推移 (出典：秋田県観光統計)
(平成30年3月「千秋公園 再整備基本計画」より抜粋)

2 経済波及効果

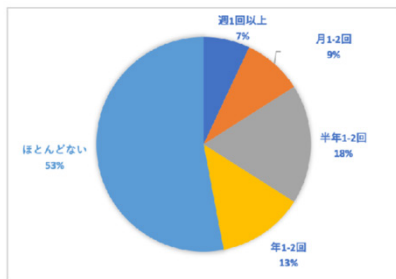
佐竹史料館は、秋田市民の郷土学習の推進や文化遺産の保存・公開の理解を促進させる施設として位置付けているため、直接的な経済波及効果を施設の目的とはしていませんが、改築後は佐竹史料館としての施設利用料、売店やカフェの二次的収入に加え、千秋公園を中心とする文化芸術ゾーンとして自然に人が集まり、気軽に使える場所が変わっていくきっかけとなることで、点在していた文化芸術施設が一体として連携し、できるだけ幅広く来訪者のニーズを拾うことで、エリア全体の経済波及効果を高めていきます。

3 社会的影響

秋田市は芸術文化ゾーンの諸事業の推進によって、新しい時代における芸術文化の創造に着手したところで、その中で佐竹史料館の改築は重要な役割を果たすと考えています。今回実施した定量調査でも、秋田市民による「秋田の歴史や成り立ち」や「まちづくり」に対する関心が高いことがわかり、「秋田に愛着がある」「現在の秋田に大きな影響をもたらした佐竹氏の活動を知りたい」「自然に人が集まってミーティングをしたり、学生が勉強するなど、気軽に使える場所がほしい」など、佐竹史料館の改築や千秋公園の機能拡充に期待する声が多く寄せられました。

■ 定量調査 結果報告（簡易版）
■ 対象者の回答

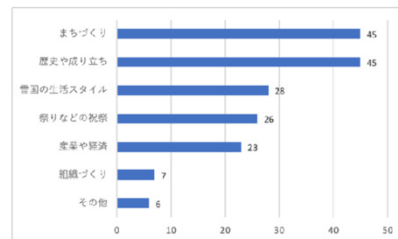
半数が、芸術文化に触れる機会が「ほとんどない」と回答。
月1回以上の定期的に文化芸術に触れるのは16%と、少数であることがわかった。



Q1.あなたは普段、どれくらい芸術文化にふれる機会がありますか。もっとも近い頻度をお選びください。

■ 定量調査 結果報告（簡易版）
■ 対象者の回答

佐竹氏について学ぶとしたら、「歴史や成り立ち」「まちづくり」を半数ちかいい人があげるなど関心が高いことがわかる。



Q6.佐竹氏は現在の秋田をかたちづくる業績を残しています。あなたが詳しく学びとしたら、どの領域に関心を持ちますか。

(参考:令和3年12月「佐竹史料館 定量調査」から抜粋)

令和7年3月に開館を目指している佐竹史料館は、千秋公園内にある久保田城御隅櫓、御物頭御番所の3施設と共に、公園一帯から歴史や文化の発信を行うことで、秋田の礎を築いた秋田藩の歴史をより分かりやすく学べるだけでなく、子どもたちが歴史や文化を自由に学べる地域の学習拠点として機能し、さらに、行政・民間が強みを活かしながら連携することで、秋田県内外からの観光拠点としてより機能することが期待されます。

4 (資料) 佐竹史料館 定量調査

定量調査 結果報告

調査結果まとめ

回答者の半数が、芸術文化に触れる機会が「ほとんどない」と回答。
月1回以上の定期的に文化芸術に触れるのは16%と、少数であることがわかった。

一方、普段から芸術文化にふれている人は、「気分転換になるから」「興味があるから」「発想が広がるから」など、個人的な思考の幅を広げるためにふれていることがわかる。

秋田にある芸術文化施設として思い浮かべるのは、秋田県立美術館が83%と圧倒的である。
千秋美術館も38%が思い浮かべると答えており、健闘している。
一方、佐竹史料館(13%)や文化創造館(6%)は認知が低めである。

佐竹氏に対する興味は、「強くある」「ある」と答えたのが34%とやや低めとなった。
なお佐竹氏について学ぶとしたら、「歴史や成り立ち」「まちづくり」を半数近い人があげている。

どのような方法で学びたいかという質問に対しては、多くの人が「映像を見て」学びたい(55%)と答えており、「AR/VRを体験して」と答えた人は14%にすぎない。

文化施設の情報を入手するには、「公式ウェブサイト」と回答した人が51%と最も多かった。
また公式ウェブサイトでは、展示内容、イベント、施設情報、開館時間など、さまざまな情報をもとめていることがわかる。

■ 定量調査 結果報告

■ 調査概要

調査方法

手法：
インターネットリサーチ

設問数：
9問（スクリーニングは除く）
※性別、年齢、居住地（都道府県）、職業、除外職種、未既婚、子供の有無に関する設問は、設問数に含まれません。

調査対象

調査エリア：
秋田市（秋田市在住の人）

性別：
男女（比率は1：1）

サンプル数：
100人

年齢：
20～65歳（20代、30代、40代、50代以上で各25人）

定量調査 結果報告

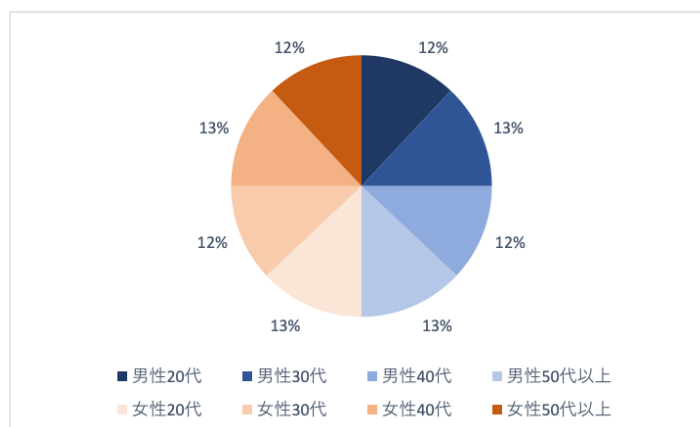
質問表

No.	対応する基本計画項目	質問	回答方法	選択肢
1	事業活動計画	あなたは普段、どれくらい芸術文化にふれる機会がありますか？	選択	<input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月に1-2回程度 <input type="checkbox"/> 半年に1-2回程度 <input type="checkbox"/> 年に1-2回程度 <input type="checkbox"/> ほとんどない
2	事業活動計画	あなたが芸術文化にふれる理由を教えてください	複数選択可	<input type="checkbox"/> 興味があるから <input type="checkbox"/> 人と交流するきっかけになるから <input type="checkbox"/> 発想が広がるから <input type="checkbox"/> 気分転換になるから <input type="checkbox"/> 趣味だから <input type="checkbox"/> その他
3	事業活動計画	「秋田市の芸術文化施設」と聞いて、あなたが思い浮かべるものはどれですか？	複数選択可	- 秋田県立美術館 - 秋田県立博物館 - あきた芸術劇場ミルハス（2022年竣工予定） - 秋田市文化創造館 - 秋田市立千秋美術館 - 秋田市立佐竹史料館 - 秋田市立赤れんが郷土館 勝平得之記念館 - 秋田市民俗芸能伝承館 - 秋田市立秋田城跡歴史資料館 - その他（自由記述）
4	展示計画	あなたは江戸時代に秋田を治めていた佐竹氏について興味がありますか？	選択	- 強くある - ある - あまりない - ない
5	展示計画	その理由を教えてください	自由記述	
6	展示計画	佐竹氏は現在の秋田をかたちづくる業績を残しています。あなたが詳しく学ぶとしたら、どの領域に関心をもちますか？	複数選択可	- 歴史や成り立ち - 雪国の生活スタイル - 祭りなどの祝祭 - 産業や経済 - まちづくり - 組織づくり - その他（自由記述）
7	展示計画	それをどのような方法で学びたいですか？	複数選択可	- 収蔵品（絵画・工芸・古文書など）を通じて - ジオラマを通じて - 映像を見て - AR/VRを体験して - 書籍や文献を読んで - 講座や勉強会に参加して - その他（自由記述）
8	情報システム計画	あなたは芸術文化施設を訪れる際に何から情報を手に入れますか？	複数選択可	- 公式ウェブサイト - SNS（Facebook、Twitter、Instagramなど） - テレビ - ポスターやチラシ - 雑誌 - 新聞 - 口コミ - その他（自由記述）
9	情報システム計画	あなたは芸術文化施設の公式ウェブサイトで、どのような情報を知りたいですか？	複数選択可	- 施設情報 - 開館時間 - 展示内容（常設展、企画展など） - イベント情報 - 講座・講演会情報 - アクセス - 問い合わせ先 - その他（自由記述）

定量調査 結果報告

対象者の属性

対象者の性別・年齢は、均等に行いました。



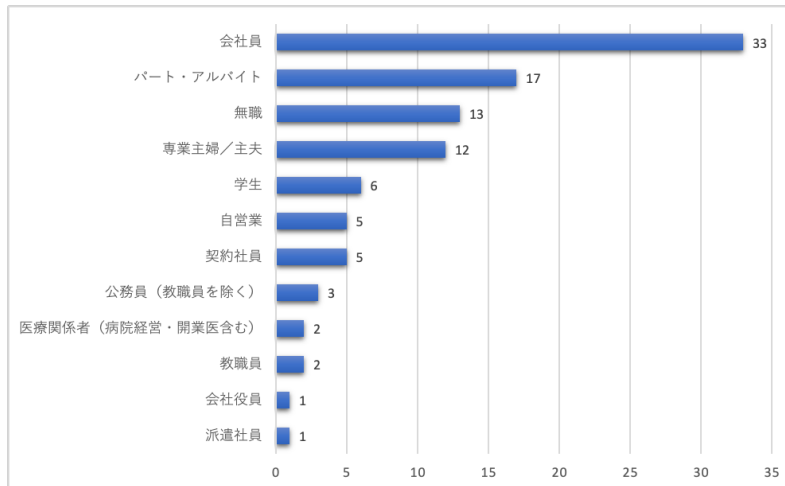
なお未婚・既婚、子供なし・ありについては、特に指定していません

未婚（離別・死別を含む）	60	60.0%
既婚	40	40.0%
合計	100	100.0%

子供なし	68	68.0%
子供あり	32	32.0%
合計	100	100.0%

■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の属性

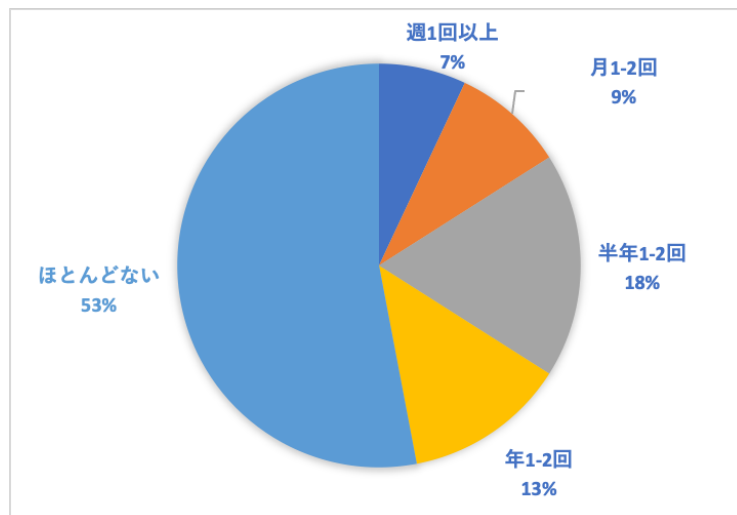
対象者の職業は、会社員（派遣・会社役員など含む）47%や、パート・アルバイト17%含め**有職者が約70%**、学生6%、専業主婦・主夫が12%、無職が13%となっています。



■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

半数が、芸術文化に触れる機会が「ほとんどない」と回答。月1回以上の定期的に文化芸術に触れるのは16%と、少数であることがわかった。

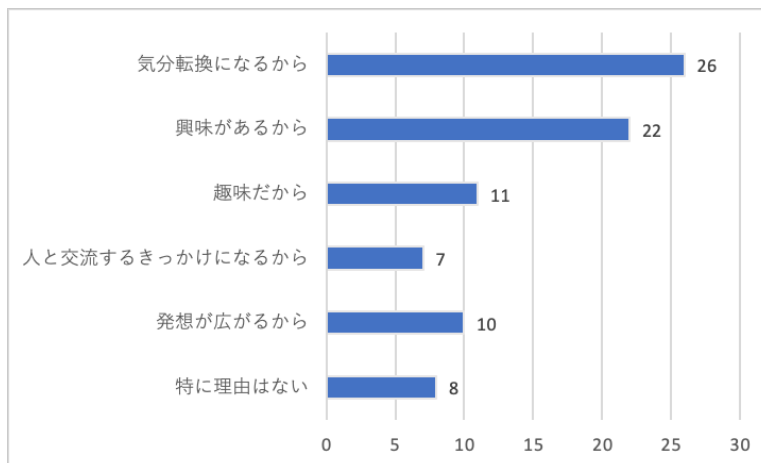
Q1. あなたは普段、どれくらい芸術文化にふれる機会がありますか。もっとも近い頻度をお選びください。



■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

一方、普段から芸術文化にふれている人は、「気分転換になるから」「興味があるから」「発想が広がるから」など、**個人的な思考の幅を広げるためにふれていることがわかる。**

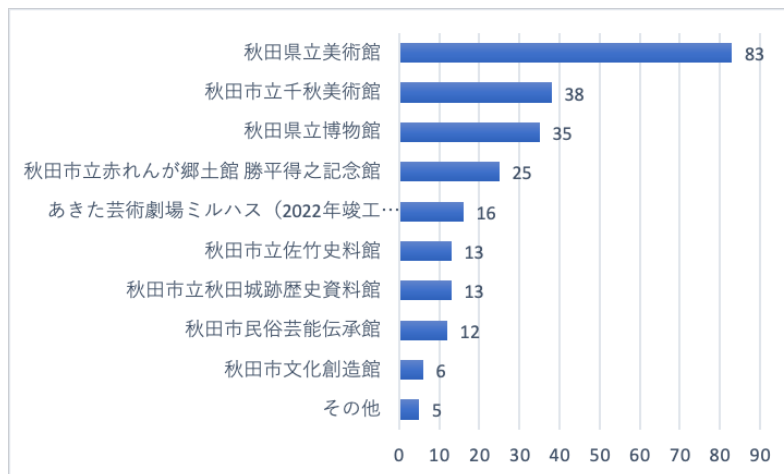
Q2. あなたが芸術文化にふれる理由を教えてください。(複数選択可)



■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

秋田にある芸術文化施設として思い浮かべるのは、**秋田県立美術館が83%と圧倒的**である。市立の施設では千秋美術館を38%が思い浮かべると答えており、比較的認知されている。一方、**佐竹史料館(13%)や文化創造館(6%)は認知度が低め**である。

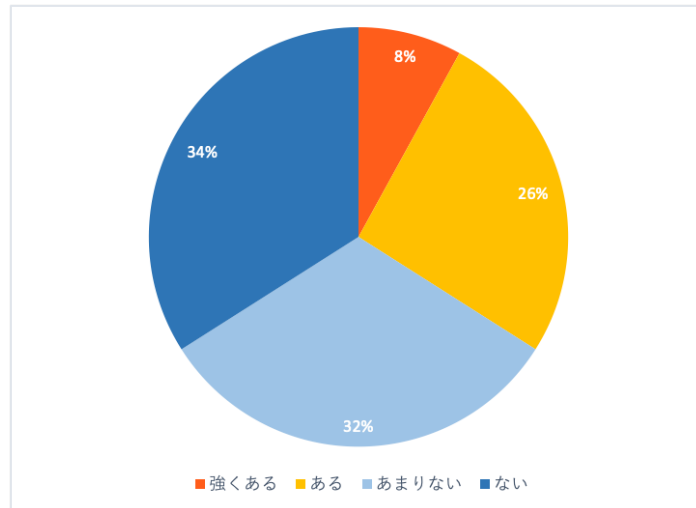
Q3. 「秋田市の芸術文化施設」と聞いて、あなたが思い浮かべるものはどれですか。(複数選択可)



定量調査 結果報告
対象者の回答

佐竹氏に対する興味は、「強くある」「ある」と答えたのが34%とやや低めとなった。

Q4. あなたは江戸時代に秋田を治めていた佐竹氏について興味がありますか。



定量調査 結果報告
対象者の回答

佐竹氏に興味がある理由/ない理由は、下記の通り。

興味がある理由

- 秋田に愛着があるため
- 当時の秋田を知りたい
- 郷土史に興味があるから
- 佐竹の歴史ならなんとなく知っているから
- 地元の歴史だから
- 先祖が佐竹の殿様の寺にいるから
- 庭園や建物が美しいので
- 現在の知事であり、あちこちの土地や旧家屋などでお名前を見るから
- 戦国時代が好き
- 現在の秋田に大きな影響をもたらしたから
- 住んでいる場所の歴史に興味がある。千秋公園などで佐竹氏の片鱗に触れる機会があったから。
- 文化で有名だから

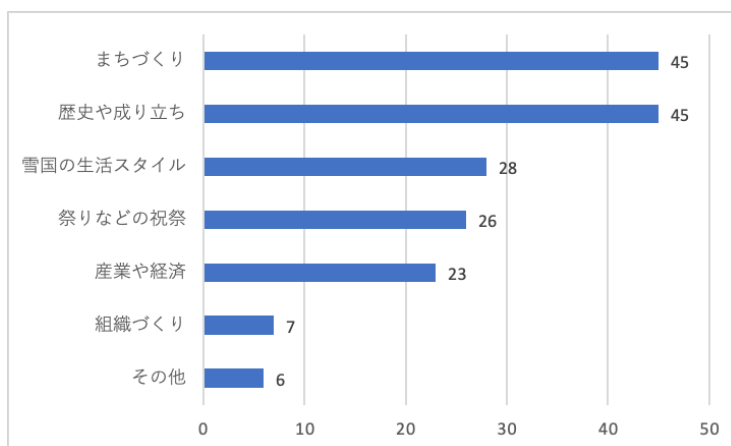
興味がない理由

- もともと興味がない
- 歴史に興味がない
- 歴史が苦手
- 面白くない
- わからない
- その他

■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

佐竹氏について学ぶとしたら、「歴史や成り立ち」「まちづくり」を半数近い人があげるなど関心が高いことがわかる。

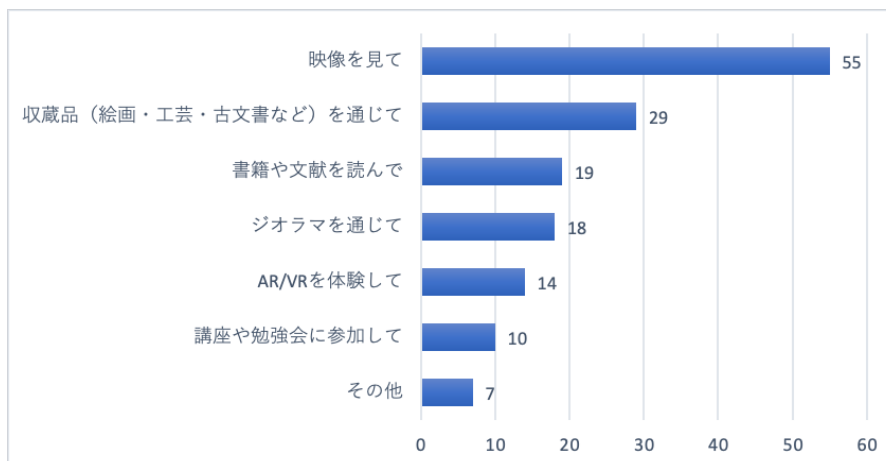
Q6. 佐竹氏は現在の秋田をかたちづくる業績を残しています。あなたが詳しく学ぶとしたら、どの領域に関心を持ちますか。(複数選択可)



■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

佐竹氏の功績をどのような方法で学びたいかという質問に対して、多くの人が「映像を見て」学びたい（55%）と答えている。そのうち「AR/VRを体験して」は書籍やジオラマと同等の回答があった。

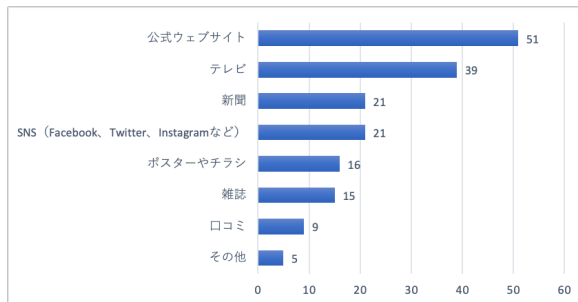
Q7. それをどのような方法で学びたいですか。(複数選択可)



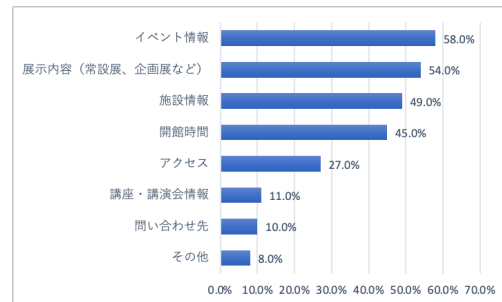
■ 定量調査 結果報告
■ 対象者の回答

文化施設の情報を入手するには、「公式ウェブサイト」と回答した人が51%と最も多かった。
また公式ウェブサイトでは、展示内容、イベント、施設情報、開館時間など、さまざまな情報をもとめていることがわかる。

Q8. あなたは芸術文化施設を訪れる際に何から情報を手に入れますか。(複数選択可)



Q9. あなたは芸術文化施設の公式ウェブサイトで、どのような情報を知りたいですか。(複数選択可)



佐竹史料館改築基本計画

令和4年3月策定

発行 秋田市
編集 秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館
〒010-0876 秋田市千秋公園1番4号
電話 018-832-7892
E-mail ro-edst@city.akita.lg.jp

委託先 株式会社小野建築研究所
〒010-0923 秋田市旭北錦町3番14号

※表紙の甲冑、絵図（いずれも秋田市指定有形文化財、佐竹史料館所蔵）

・人色皮包仏胴黒糸緘具足

初代藩主佐竹義宣が所用したと伝わる具足です。兜の立物は熊毛製の蝟虫(毛虫)で、後退しない戦国大名らしい武威が感じられ、「毛虫の鎧」とも呼ばれています。胴は鉄を肌色の皮で包んだ仏胴で、正面の右下に鉄砲の弾痕が残っています。

・御城下絵図

嘉永2年(1849)、11代藩主佐竹義睦の時に幕府から派遣された国目付へ提出した絵図の控えと伝わっています。幕府がある南方を上、城下が色分けして描かれ、久保田城本丸の御殿や櫓・門の配置、侍町・町人町・寺町の別や道の配置がわかります。